

医政発0926第1号
平成26年9月26日

各 { 都道府県衛生主管部（局）
保健所設置市 } 殿
{ 特別区
地方厚生（支）局 }

厚生労働省医政局長
（公印省略）

再生医療等の安全性の確保等に関する法律の施行等について

再生医療等を適切に実施するために必要な安全性の基準等を整備した「再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号。以下「法」という。）については、平成25年11月27日に公布されたところです。

今般、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」（平成26年政令第278号）及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」（平成26年厚生労働省令第110号）がそれぞれ公布され、法と併せて、平成26年11月25日から施行することとされたところです。

これらの内容等については下記のとおりですので、御了知の上、貴職におかれては、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

記

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令（平成26年政令第278号）
の概要

1. 再生医療等技術の範囲（第1条関係）

再生医療等技術の範囲について、細胞加工物を用いる輸血、造血幹細胞移植、生殖細胞に培養その他の加工を施したものをを用いる医療技術以外の医療技術とすることを規定したものであること。

2. 第一種再生医療等提供計画の変更に関する技術的読替え（第2条関係）
第一種再生医療等提供計画の変更に関する読替えについて規定したものであること。
3. 法第35条第4項第3号等の政令で定める法令（第3条関係）
特定細胞加工物の製造の許可等の基準に係る薬事に関する法令の範囲については、大麻取締法等とするものであること。
4. 特定細胞加工物の製造の許可等の有効期間（第4条関係）
特定細胞加工物の製造の許可等の有効期間を5年とするものであること。
5. 外国における特定細胞加工物の製造の認定に関する技術的読替え（第5条関係）
外国における特定細胞加工物の製造の認定に関する読替えについて規定したものであること。
6. 法第49条第3号等の政令で定める法令（第6条関係）
許可の取消し等に係る薬事に関する法令の範囲については、大麻取締法等とするものであること。
7. 特定細胞加工物の製造の許可等の更新の申請に係る手数料の額（第7条関係）
特定細胞加工物の製造の許可等の更新の申請に係る手数料を定めるものであること。
8. 機構による調査に係る手数料の額（第8条関係）
独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が行う調査を受けようとする者が納める手数料を定めるものであること。

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第110号)の概要

第1章 総則

1. 定義（第1条関係）

- (1) 「幹細胞」とは、自己複製能及び多分化能を有する細胞をいうものであること。
- (2) 「人工多能性幹細胞」とは、人工的に多能性を誘導された幹細胞をいうものであること。
- (3) 「人工多能性幹細胞様細胞」とは、人工多能性幹細胞と類似の性質を有する細胞をいうものであること。
- (4) 「相同利用」とは、採取した細胞が再生医療等を受ける者の再生医療等の対象となる部位の細胞と同様の機能を持つ細胞の投与方法をいうものであること。
- (5) 「細胞提供者」とは、再生医療等に用いる細胞が人の受精胚である場合には当該受精胚を作製する人の精子を提供する男性及び人の未受精卵を提供する女性並びに再生医療等に用いる細胞が人の受精胚以外の人の細胞である場合には当該細胞を採取される者をいうものであること。
- (6) 「代諾者」とは、細胞を採取される者又は再生医療等の提供を受ける者の親権を行う者、配偶者、後見人その他これらに準じる者をいうものであること。
- (7) 「提供機関管理者」とは、再生医療等提供機関の管理者をいうものであること。
- (8) 「施設管理者」とは、法第43条に規定する細胞培養加工施設において、特定細胞加工物の製造の管理を行う者をいうものであること。
- (9) 「資材」とは、特定細胞加工物の容器、被包及び表示物をいうものであること。
- (10) 「作業所」とは、製造作業を行う場所をいうものであること。

- (11) 「ロット」とは、一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された特定細胞加工物及び原料(以下「特定細胞加工物等」という。)の一群をいう。
- (12) 「管理単位」とは、同一性が確認された資材の一群をいうものであること。
- (13) 「清浄度管理区域」とは、作業所のうち、特定細胞加工物等(無菌操作により取り扱う必要のあるものを除く。)の調製作業を行う場所及び滅菌される前の容器等が作業所内の空気に触れる場所をいうものであること。
- (14) 「無菌操作等区域」とは、作業所のうち、無菌操作により取り扱う必要がある特定細胞加工物等の調製作業を行う場所、滅菌された容器等が作業所内の空気に触れる場所及び無菌試験等の無菌操作を行う場所をいうものであること。
- (15) 「ドナー動物」とは、再生医療等に用いる細胞を提供する動物をいうものであること。
- (16) 「照査」とは、設定された目標を達成する上での妥当性及び適切性を判定することをいうものであること。

2. 第一種再生医療等技術の範囲(第2条関係)

法第2条第5項に規定する第一種再生医療等技術の範囲を定めたものであること。

3. 第二種再生医療等技術の範囲(第3条関係)

法第2条第6項に規定する第二種再生医療等技術の範囲を定めたものであること。

第2章 再生医療等の提供

第1 再生医療等提供基準

1. 再生医療等提供基準(第4条関係)

再生医療等提供基準は、第5条から第26条までに定めるところによるもの

であること。

2. 人員（第5条関係）

- (1) 第一種再生医療等又は第二種再生医療等の提供に関する業務の実施を統括する再生医療等提供機関の実施責任者を規定したものであること。
- (2) 実施責任者は、医師又は歯科医師であつて、実施する第一種再生医療等又は第二種再生医療等の対象となる疾患及び当該疾患に関連する分野について、十分な科学的知見並びに医療に関する経験及び知識を有していなければならないことを規定したものであること。
- (3) 第一種再生医療等又は第二種再生医療等を共同研究として行う再生医療等提供機関は、当該共同研究として行う再生医療等に係る業務を統括するため、共同研究を行う再生医療等提供機関の実施責任者の中から、統括責任者を選任しなければならないことを規定したものであること。

3. 構造設備その他の施設（第6条関係）

第一種再生医療等又は第二種再生医療等に係る再生医療等提供機関が備えるべき構造設備又は施設を規定したものであること。

4. 細胞の入手（第7条関係）

再生医療等を行う医師又は歯科医師が確認すべき、再生医療等に用いる細胞の要件を規定したものであること。

5. 特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法（第8条関係）

- (1) 提供機関管理者は、再生医療等に特定細胞加工物を用いる場合においては、当該特定細胞加工物の名称、構成細胞、製造方法等を記載した特定細胞加工物概要書を作成することを規定したものであること。
- (2) 提供機関管理者は、再生医療等に特定細胞加工物を用いる場合においては、特定細胞加工物製造事業者は、法第44条に規定する特定細胞加工物製造事業者の業務に関し遵守すべき事項に従つて細胞培養加工施設における特定細胞加工物の製造及び品質管理を行わせることを規定したものであること。

6. 再生医療等を行う医師又は歯科医師の要件（第9条関係）

再生医療等を行う医師又は歯科医師は、当該再生医療等を行うために必要な専門的知識及び十分な臨床経験を有する者でなければならないことを規定したものであること。

7. 再生医療等を行う際の責務（第10条関係）

(1) 医師又は歯科医師は、再生医療等を行う際には、その安全性及び妥当性について、科学的文献その他の関連する情報又は十分な実験結果に基づき、倫理的及び科学的観点から十分検討しなければならないことを規定したものであること。

(2) 医師又は歯科医師は、再生医療等に特定細胞加工物を用いる場合においては、特定細胞加工物製造事業者に特定細胞加工物の製造を行わせる際に、特定細胞加工物概要書に従った製造が行われるよう、必要な指示をしなければならないことを規定したものであること。

(3) 医師又は歯科医師は、再生医療等に特定細胞加工物を用いる場合においては、再生医療等を受ける者に対し、特定細胞加工物の投与を行う際に、当該特定細胞加工物が特定細胞加工物概要書に従って製造されたものか確認する等により、特定細胞加工物の使用の可否について決定しなければならないことを規定したものであること。

8. 再生医療等を行う際の環境等への配慮（第11条関係）

医師又は歯科医師は、環境に影響を及ぼすおそれのある再生医療等を行う場合には、環境へ悪影響を及ぼさないよう必要な配慮をすることを規定したものであること。

9. 再生医療等を受ける者の選定（第12条関係）

医師又は歯科医師は、研究として再生医療等を行う際には、病状、年齢その他の事情を考慮した上で、再生医療等を受けることとなる者の選定をしなければならないことを規定したものであること。

10. 再生医療等を受ける者に対する説明及び同意（第13条関係）

再生医療等を行う医師又は歯科医師が、再生医療等を受ける者に対して行う説明及び同意について規定したものであること。

11. 再生医療等を受ける者の代諾者に対する説明及び同意（第14条関係）

再生医療等を行う医師又は歯科医師が、再生医療等を受ける者の代諾者に対して行う説明及び同意について規定したものであること。

12. 細胞の安全性に関する疑義が生じた場合の措置（第 15 条関係）

再生医療等を行う医師又は歯科医師が、細胞提供者又は細胞を採取した動物の遅発性感染症の発症の疑いその他の当該細胞の安全性に関する疑義が生じたことを知った場合には、再生医療等の安全性の確保等を図るために必要な措置をとらなければならないことを規定したものであること。

13. 試料の保管（第 16 条関係）

提供機関管理者は、再生医療等を受ける者が感染症を発症した場合等の原因の究明のため、細胞提供者又は細胞を採取した動物の細胞の一部等の適当な試料及び再生医療等に用いた細胞加工物の一部を一定期間保存しなければならないことを規定したものであること。

14. 疾病等の発生の場合の措置（第 17 条関係）

再生医療等を行う医師又は歯科医師が、再生医療等の提供によるものと疑われる疾病、障害、若しくは死亡又は感染症の発生を知ったときの報告、指示及び通知について規定したものであること。

15. 再生医療等の提供終了後の措置等（第 18 条関係）

再生医療等を行う医師又は歯科医師が、再生医療等の提供を終了した後に講ずべき必要な措置及び報告について規定したものであること。

16. 再生医療等の提供を受ける者に関する情報の把握（第 19 条関係）

再生医療等を行う医師又は歯科医師が、再生医療等の提供に起因するものと疑われる疾病等の発生の場合に当該疾病等の情報を把握できるよう、及び細胞加工物に問題が生じた場合に再生医療等を受けた者の健康状態等が把握できるよう、あらかじめ適切な措置を講ずることを規定したものであること。

17. 実施状況の確認（第 20 条関係）

(1) 提供機関管理者等が、再生医療等提供計画及び再生医療等提供基準に従い、再生医療等が適正に実施されていることを随時確認し、必要な指示をすることを規定したものであること。

(2) 実施責任者が、提供機関管理者に対して、再生医療等の提供の状況

について随時報告することを規定したものであること。

18. 再生医療等を受ける者に対する健康被害の補償を行う場合（第 21 条関係）
再生医療等を受ける者に対する健康被害の補償については、研究として行われる場合にその措置を講ずる必要があることを規定したものであること。
19. 細胞提供者等に対する補償（第 22 条関係）
 - （1） 提供機関管理者又は再生医療等に用いる細胞の提供を受ける者が、再生医療等を受ける者以外の者から再生医療等に用いる細胞の提供を受けるに当たって、当該細胞の提供に伴い生じた健康被害の補償のために、保険への加入その他の必要な措置を講ずることを規定したものであること。
 - （2） 提供機関管理者が、再生医療等（研究として行われる場合に限る。）の実施に当たって、当該再生医療等の実施に伴い生じた健康被害の補償のために、保険への加入その他の必要な措置を講ずることを規定したものであること。
20. 細胞提供者等に関する個人情報の取扱い（第 23 条関係）
細胞提供者及び再生医療等を受ける者に関する個人情報を保有する者は、当該個人情報について匿名化する場合にあっては、連結可能匿名化した上で、当該個人情報を取り扱わなければならないことを規定したものであること。
21. 個人情報の保護（第 24 条関係）
提供機関管理者が、個人情報の適正な取扱いの方法を具体的に定めた実施規程を定めることを規定したものであること。
22. 教育又は研修（第 25 条関係）
 - （1） 提供機関管理者又は実施責任者が、再生医療等を適正に実施するために定期的に教育又は研修の機会を確保することを規定したものであること。
 - （2） 再生医療等を行う医師又は歯科医師その他の再生医療等の提供に係る関係者が、再生医療等を適正に実施するために定期的に適切な教育又は研修を受け、情報収集に努めることを規定したものであること。

23. 苦情及び問合せへの対応（第 26 条関係）

提供機関管理者が、苦情及び問合わせに対応するための必要な体制の整備に努めることを規定したものであること。

第 2 再生医療等提供計画

1. 再生医療等提供計画の提出（第 27 条関係）

厚生労働大臣への再生医療等提供計画の提出について規定したものであること。

2. 再生医療等提供計画の変更の提出（第 28 条関係）

変更後の再生医療等提供計画の提出について規定したものであること。

3. 再生医療等提供計画の軽微な変更の範囲（第 29 条関係）

再生医療等提供計画の軽微な変更の範囲について規定したものであること。

4. 再生医療等提供計画の軽微な変更の届出（第 30 条関係）

再生医療等提供計画の軽微な変更の届出について規定したものであること。

5. 再生医療等の提供の中止の届出（第 31 条関係）

再生医療等の提供の中止の届出について規定したものであること。

第 3 再生医療等の適正な提供に関する措置

1. 再生医療等を行う場合に説明及び同意が不要な場合（第 32 条関係）

再生医療等を行う場合に説明及び同意が不要な場合について規定したものであること。

2. 再生医療等を受ける者以外の者から細胞の採取を行う場合に説明及び同意が不要な場合（第 33 条関係）

再生医療等を受ける者以外の者から細胞の採取を行う場合に説明及び同意が不要な場合を規定したものであること。

3. 再生医療等に関する記録及び保存（第 34 条関係）

再生医療等に関する記録及び保存について規定したものであること。

4. 認定再生医療等委員会への疾病等の報告（第 35 条関係）
提供機関管理者が再生医療等の提供によるものと疑われる疾病等を知ったときの認定再生医療等委員会への報告について規定したものであること。
5. 厚生労働大臣への疾病等の報告（第 36 条関係）
提供機関管理者が再生医療等の提供によるものと疑われる疾病等を知ったときの厚生労働大臣への報告について規定したものであること。
6. 認定再生医療等委員会への定期報告（第 37 条関係）
提供機関管理者が認定再生医療等委員会に対して行う定期報告について規定したものであること。
7. 厚生労働大臣への定期報告（第 38 条関係）
提供機関管理者が厚生労働大臣に対して行う定期報告について規定したものであること。
8. 認定再生医療等委員会の意見を聴く際の手続（第 39 条関係）
提供機関管理者が認定再生医療等委員会に意見を聴く際の手続について規定したものであること。
9. 認定再生医療等委員会の審査等業務に係る契約（第 40 条関係）
提供機関管理者が認定再生医療等委員会に審査等業務を行わせることとする場合の契約の締結について規定したものであること。
10. 講じた措置についての認定再生医療等委員会への報告（第 41 条関係）
提供機関管理者が認定再生医療等委員会から意見を述べられた場合に、当該意見を受けて講じた再生医療等提供計画の変更その他の措置を当該認定再生医療等委員会に報告することを規定したものであること。

第 3 章 認定再生医療等委員会

1. 再生医療等委員会を設置できる団体（第 42 条関係）
再生医療等委員会を設置できる団体について規定したものであること。
2. 再生医療等委員会の認定の申請（第 43 条関係）
再生医療等委員会の認定の申請について規定したものであること。

3. 第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成要件（第44条関係）
第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成要件について規定したものであること。
4. 第三種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成要件（第45条関係）
第三種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成要件について規定したものであること。
5. 第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成基準（第46条関係）
第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成基準について規定したものであること。
6. 第三種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成基準（第47条関係）
第三種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成基準について規定したものであること。
7. 手数料の算定の基準（第48条関係）
再生医療等委員会が審査等業務に関して徴収する手数料の算定の基準について規定したものであること。
8. 審査等業務の適切な実施のために必要な基準（第49条関係）
審査等業務の適切な実施のために必要な基準について規定したものであること。
9. 再生医療等委員会の認定証の交付（第50条関係）
厚生労働大臣が再生医療等委員会の認定又は認定の更新をした際に認定証を交付することを規定したものであること。
10. 認定再生医療等委員会の変更の認定の申請（第51条関係）

認定再生医療等委員会の変更の認定の申請について規定したものであること。

11. 法第 27 条第 1 項ただし書の軽微な変更の範囲（第 52 条関係）
法第 27 条第 1 項ただし書の軽微な変更の範囲について規定したものであること。
12. 法第 27 条第 2 項の軽微な変更の届出（第 53 条関係）
法第 27 条第 2 項の軽微な変更の届出について規定したものであること。
13. 法第 27 条第 4 項の軽微な変更の範囲（第 54 条関係）
法第 27 条第 4 項の軽微な変更の範囲について規定したものであること。
14. 法第 27 条第 4 項の変更の届出（第 55 条関係）
法第 27 条第 4 項の変更の届出について規定したものであること。
15. 認定再生医療等委員会の認定証の書換え交付の申請（第 56 条関係）
認定再生医療等委員会の認定証の書換え交付の申請について規定したものであること。
16. 認定再生医療等委員会の認定証の再交付（第 57 条関係）
認定再生医療等委員会の認定証の再交付の申請について規定したものであること。
17. 再生医療等委員会の認定の更新の申請（第 58 条関係）
再生医療等委員会の認定の更新の申請について規定したものであること。
18. 認定再生医療等委員会の廃止（第 59 条関係）
 - (1) 認定再生医療等委員会の廃止について規定したものであること。
 - (2) 認定委員会設置者が認定再生医療等委員会の廃止の届出を行おうとするときは、あらかじめ、当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していた再生医療等提供機関に、その旨を通知することを規定したものであること。
19. 認定再生医療等委員会の廃止後の手続（第 60 条関係）

- (1) 認定委員会設置者が、その設置する認定再生医療等委員会を廃止したときに、速やかに、その旨を当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していた再生医療等提供機関に通知することを規定したものであること。
- (2) 認定委員会設置者が、当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していた再生医療等医療機関に対し、当該再生医療等提供機関における再生医療等の提供の継続に影響を及ぼさないよう、他の認定再生医療等委員会を紹介することその他の適切な措置を講じることを規定したものであること。

20. 再生医療等委員会の認定証の返納（第 61 条関係）

認定委員会設置者が、認定再生医療等委員会の認定の取消を受けたとき、又は当該認定再生医療等委員会を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に認定証を返納することを規定したものであること。

21. 再生医療等委員会の認定台帳（第 62 条関係）

厚生労働大臣が再生医療等委員会の認定に関する台帳を備えることを規定したものであること。

22. 第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務（第 63 条関係）

認定再生医療等委員会が、第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行うに当たっての要件を規定したものであること。

23. 第三種再生医療等提供計画に係る審査等業務（第 64 条関係）

認定再生医療等委員会が、第三種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行うに当たっての要件を規定したものであること。

24. 認定再生医療等委員会の判断及び意見（第 65 条関係）

(1) 審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した提供機関管理者、再生医療等を行う医師又は歯科医師、実施責任者及び当該認定再生医療等委員会の運営に関する事務に携わる者は、認定再生医療等委員会の審査等業務に参加してはならないが、認定再生医療等委員会の求めに応じて、当該認定再生医療等委員会において説明することを妨げない

ことを規定したものであること。

- (2) 認定再生医療等委員会における審査等業務に係る結論を得るに当たっては、原則として、技術専門委員以外の出席委員の全員一致をもって行うよう努めなければならないが、認定再生医療等委員会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の大多数の同意を得た意見を当該認定再生医療等委員会の結論とすることができることを規定したものであること。

25. 厚生労働大臣への報告（第 66 条関係）

認定委員会設置者は、当該認定再生医療等委員会が再生医療等提供計画に記載された再生医療等の提供の継続が適当でない旨の意見を述べたときは、遅滞なく、厚生労働大臣にその旨を報告することを規定したものであること。

26. 帳簿の備付け等（第 67 条関係）

認定委員会設置者が業務に関する事項を記録するための帳簿を備えることを規定したものであること。

27. 審査等業務に関する規程及び委員名簿の公表（第 68 条関係）

認定委員会設置者が、当該認定再生医療等委員会の審査等業務に関する規程及び委員名簿を公表することを規定したものであること。

28. 事務を行う者の選任（第 69 条関係）

認定委員会設置者が、認定再生医療等委員会の運営に関する事務を行う者を選任することを規定したものであること。

29. 委員の教育又は研修（第 70 条関係）

認定委員会設置者が、認定再生医療等委員会の委員の教育又は研修の機会を確保することを規定したものであること。

30. 認定再生医療等委員会の審査等業務の記録等（第 71 条関係）

- (1) 認定委員会設置者が、当該認定再生医療等委員会における審査等業務の過程に関する記録を作成し、個人情報、研究の独創性及び知的財産権の保護に支障を生じるおそれのある事項を除いて、これを公表することを規定したものであること。

- (2) 認定委員会設置者が、審査等業務に係る再生医療等提供計画及び(1)の記録を、少なくとも十年間保存することを規定したものであること。

第4章 特定細胞加工物の製造

第1 許可等の申請

1. 特定細胞加工物の製造の許可の申請（第72条関係）
特定細胞加工物の製造の許可の申請について規定したものであること。
2. 特定細胞加工物の製造の許可証の交付（第73条関係）
厚生労働大臣が特定細胞加工物の製造の許可又は製造の許可を更新した際に、許可証を交付することを規定したものであること。
3. 許可事業者の届出を要する変更の範囲（第74条関係）
許可事業者の届出を要する変更の範囲について規定したものであること。
4. 許可事業者の変更の届出（第75条関係）
許可事業者の変更の届出について規定したものであること。
5. 特定細胞加工物の製造の許可証の書換え交付の申請（第76条関係）
特定細胞加工物の製造の許可証の記載事項に変更を生じたときの書換え交付の申請について規定したものであること。
6. 特定細胞加工物の製造の許可証の再交付（第77条関係）
特定細胞加工物の製造の許可証を破り、汚し、又は失ったときの再交付の申請について規定したものであること。
7. 特定細胞加工物の製造の許可の更新の申請（第78条関係）
特定細胞加工物の製造の許可の更新の申請について規定したものであること。
8. 製造の許可証の返納（第79条関係）
特定細胞加工物の製造の許可証の返納について規定したものであること。
9. 特定細胞加工物の製造の許可台帳（第80条関係）
厚生労働大臣が備える特定細胞加工物の製造の許可台帳について規定した

ものであること。

10. 機構に対する特定細胞加工物の製造の許可又は許可の更新に係る調査の申請（第 81 条関係）

機構に対する特定細胞加工物の製造の許可又は許可の更新に係る調査の申請について規定したものであること。

11. 機構による特定細胞加工物の製造の許可等に係る調査の結果の通知（第 82 条関係）

機構による特定細胞加工物の製造の許可等に係る調査の結果の通知について規定したものであること。

12. 外国における特定細胞加工物の製造の認定の申請（第 83 条関係）

外国における特定細胞加工物の製造の認定の申請について規定したものであること。

13. 準用（第 84 条関係）

外国における特定細胞加工物の製造の認定については、第 73 条から第 82 条までの規定を準用することを規定したものであること。

14. 特定細胞加工物の製造の届出（第 85 条関係）

特定細胞加工物の製造の届出について規定したものであること。

15. 届出事業者の届出を要する変更の範囲（第 86 条関係）

届出事業者の届出を要する変更の範囲について規定したものであること。

16. 届出事業者の変更の届出（第 87 条関係）

届出事業者の変更の届出について規定したものであること。

17. 廃止の届出（第 88 条関係）

特定細胞加工物の製造の廃止の届出について規定したものであること。

第 2 細胞培養加工施設の構造設備等

1. 細胞培養加工施設の構造設備（第 89 条関係）

(1) 第 1 号から第 3 号は、細胞培養加工施設において備えるべき設備及

び器具等について規定したものであること。

- (2) 第4号及び第5号は、細胞培養加工施設における原料の受入れ、特定細胞加工物の保管等を行うための構造設備等について規定したものであること。
- (3) 第6号は、作業所の具体的な構造設備について規定したものであること。
- (4) 第7号は、作業所のうち、作業室の具体的な構造設備について規定したものであること。
- (5) 第8号は、作業所のうち、作業室又は作業管理区域における温度及び湿度の管理に係る構造設備について規定したものであること。
- (6) 第9号は、作業所のうち、清浄度管理区域の構造設備について規定したものであること。
- (7) 第10号は、作業所のうち、無菌操作等区域の構造設備について規定したものであること。
- (8) 第11号は、作業所のうち、動物又は微生物を用いる試験を行う区域等について規定したものであること。
- (9) 第12号は、作業所のうち、無菌操作を行う区域の構造設備について規定したものであること。
- (10) 第13号は、作業所のうち、病原性を持つ微生物等を取り扱う区域の構造設備について規定したものであること。
- (11) 第14号は、無菌操作等区域で使用した器具の洗浄、消毒及び滅菌のための設備並びに廃液等の処理のための設備について規定したものであること。
- (12) 第15号及び第16号は、空気処理システム及び配管等について規定したものであること。

(13) 第 17 号は、製造又は試験検査に使用する動物を管理する施設について規定したものであること。

(14) 第 18 号及び第 19 号は、貯蔵設備について規定したものであること。

(15) 第 20 号は、試験検査の設備及び器具について規定したものであること。

2. 施設管理者の基準（第 90 条関係）

施設管理者に係る基準は、特定細胞加工物に係る生物学的知識を有する者であることを規定したものであること。

第 3 特定細胞加工物製造事業者の遵守事項等

1. 特定細胞加工物製造事業者の遵守事項（第 91 条関係）

特定細胞加工物製造事業者の遵守事項は、第 92 条から第 110 条までに定めるところによるものであること。

2. 品質リスクマネジメント（第 92 条関係）

特定細胞加工物製造事業者が、製造管理及び品質管理を行うに当たって、品質リスクマネジメントの活用を考慮することを規定したものであること。

3. 製造部門及び品質部門（第 93 条関係）

(1) 特定細胞加工物製造事業者が、細胞培養加工施設ごとに、施設管理者の監督の下に、製造部門及び品質部門を置かなければならないことを規定したものであること。

(2) 品質部門は、製造部門から独立していなければならないものであること。

4. 施設管理者（第 94 条関係）

施設管理者が行わなければならない業務について規定したものであること。

5. 職員（第 95 条関係）

細胞培養加工施設における業務責任者の配置、人員の確保等について規定

したものであること。

6. 特定細胞加工物標準書（第 96 条関係）

特定細胞加工物製造事業者が、特定細胞加工物ごとに特定細胞加工物標準書の作成及び保管等を行うことについて規定したものであること。

7. 手順書等（第 97 条関係）

特定細胞加工物製造事業者が、衛生管理基準書、製造管理基準書、品質管理基準書及び手順書の作成及び保管等を行うことについて規定したものであること。

8. 特定細胞加工物の内容に応じた構造設備（第 98 条関係）

細胞培養加工施設の構造設備は、製造する特定細胞加工物の内容に応じ、適切なものでなければならないことを規定したものであること。

9. 製造管理（第 99 条関係）

特定細胞加工物製造事業者が、製造部門に行わせる製造管理に係る業務について規定したものであること。

10. 品質管理（第 100 条関係）

特定細胞加工物製造事業者が、品質部門に行わせる品質管理に係る業務について規定したものであること。

11. 特定細胞加工物の取扱い（第 101 条関係）

特定細胞加工物製造事業者が、品質部門に、製造管理及び品質管理の結果を適切に評価させ、製造した特定細胞加工物の取扱いを決定する業務を行わせなければならないことを規定したものであること。

12. 検証又は確認（第 102 条関係）

特定細胞加工物製造事業者が、あらかじめ指定した者に、検証又は確認に関する業務を行わせなければならないことを規定したものであること。

13. 特定細胞加工物の品質の照査（第 103 条関係）

特定細胞加工物製造事業者が、あらかじめ指定した者に、特定細胞加工物の品質の照査に関する業務を行わせなければならないことを規定したものであること。

14. 変更の管理（第 104 条関係）

特定細胞加工物製造事業者が、あらかじめ指定した者に、変更の管理に関する業務を行わせなければならないことを規定したものであること。

15. 逸脱の管理（第 105 条関係）

特定細胞加工物製造事業者が、あらかじめ指定した者に、製造手順等からの逸脱の管理に関する業務を行わせなければならないことを規定したものであること。

16. 品質等に関する情報及び品質不良等の処理（第 106 条関係）

特定細胞加工物製造事業者が、あらかじめ指定した者に、品質等に関する情報及び品質不良等の処理に関する業務を行わせなければならないことを規定したものであること。

17. 重大事態報告等（第 107 条関係）

特定細胞加工物製造事業者は、特定細胞加工物の安全性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがある事態が生じた場合には、必要な措置を講じるとともに、その旨を速やかに特定細胞加工物の提供先の再生医療等提供機関及び厚生労働大臣に報告しなければならないことを規定したものであること。

18. 自己点検（第 108 条関係）

特定細胞加工物製造事業者が、あらかじめ指定した者に、自己点検に関する業務を行わせなければならないことを規定したものであること。

19. 教育訓練（第 109 条関係）

特定細胞加工物製造事業者が、あらかじめ指定した者に、教育訓練に関する業務を行わせなければならないことを規定したものであること。

20. 文書及び記録の管理（第 110 条関係）

特定細胞加工物製造事業者が、あらかじめ指定した者に、文書及び記録の管理に関する業務を行わせなければならないことを規定したものであること。

21. 特定細胞加工物の製造に関する記録に関する事項（第 111 条関係）

特定細胞加工物の製造に関する記録について規定したものであること。

22. 定期報告（第 112 条関係）

特定細胞加工物製造事業者が厚生労働大臣に対して行う特定細胞加工物の製造の状況についての定期報告について規定したものであること。

第 5 章 監督

1. 身分を示す証明書（第 113 条関係）

厚生労働省職員が立入検査等の際に提示する身分を示す証明書について規定したものであること。

2. 報告（第 114 条関係）

厚生労働大臣が、再生医療等提供機関への立入検査等の規定により必要な報告をさせるときは、その理由を通知することを規定したものであること。

3. 機構による認定事業者に対する検査又は質問の結果の通知（第 115 条関係）

厚生労働大臣に対して行う機構による認定事業者に対する検査又は質問の結果の通知について規定したものであること。

4. 機構による許可事業者又は届出事業者に対する立入検査等の結果の通知（第 116 条関係）

厚生労働大臣に対して行う機構による許可事業者又は届出事業者に対する立入検査等の結果の通知について規定したものであること。

5. 機構の職員の身分を示す証明書（第 117 条関係）

機構の職員が立入検査等の際に提示する身分を示す証明書について規定したものであること。

第 6 章 雑則

1. 権限の委任（第 118 条関係）

地方厚生局長に委任する厚生労働大臣の権限について規定したものであること。

2. 邦文記載（第 119 条関係）

厚生労働大臣又は機構に提出する計画、申請書、届書その他の書類は、邦文で記載されていなければならないことを規定したものであること。

3. フレキシブルディスクによる手続（第 120 条～第 123 条関係）
フレキシブルディスクによる手続について規定したものであること。
4. 電子情報処理組織による手続（第 124 条関係）
電子情報処理組織を用いて書類を送信することをもって、添付すべき書類に代えることができることについて規定したものであること。

以上

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年八月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百七十八号

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令

内閣は、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第一条第一項、第十条第一項、第三十五条第四項第三号（同法第三十六条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条第一項（同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条第二項、第四十九条第三号、第五十条第一項第四号、第五十一条第三号並びに第五十七条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（再生医療等技術の範囲）

第一条 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定めるものは、同項各号に掲げる医療に用いられることが目的とされている医療技術であつて、細胞加工物を用いるもの（細胞加工物として再生医療等製品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認を受けた再生医療等製品をいう。）のみを当該承認の内容に従い用いるものを除く。）のうち、次に掲げる医療技術以外の医療技術とする。

一 細胞加工物を用いる輸血（その性質を変える操作を加えた血球成分（赤血球、白血球又は血小板をいう。以下この号において同じ。）又は人若しくは動物の細胞から作製された血球成分を用いるもの（第三号に掲げる医療技術を除く。）を除く。）

二 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）第二条第二項に規定する造血幹細胞移植（その性質を変える操作を加えた造血幹細胞又は人若しくは動物の細胞から作製された造血幹細胞を用いるもの（次号に掲げる医療技術を除く。）を除く。）

三 人の精子（精細胞及びその染色体の数が精子の染色体の数に等しい精母細胞を含む。以下この号において同じ。）又は未受精卵（未受精の卵細胞及びその染色体の数が未受精の卵細胞の染色体の数に等しい卵母細胞をいう。以下この号において同じ。）に培養その他の加工を施したものを

いる医療技術（人から採取された人の精子及び未受精卵から樹立された胚性幹細胞又は当該胚性幹細胞に培養その他の加工を施したものをいうもの（当該胚性幹細胞から作製された人の精子若しくは未受精卵又は当該精子若しくは未受精卵に培養その他の加工を施したものをいうものを除く。）を除く。）

（第一種再生医療等提供計画の変更に関する技術的読替え）

第二条 法第十条第一項の規定により法第八条及び第九条の規定を準用する場合には、これらの規定中「第四条第一項」とあるのは、「第五条第一項」と、「第一種再生医療等提供計画」とあるのは、「変更後の第一種再生医療等提供計画」と読み替えるものとする。

（法第三十五条第四項第三号等の政令で定める法令）

第三条 法第三十五条第四項第三号（法第三十六条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める法令は、次のとおりとする。

- 一 大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）
- 二 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第百三十三号）
- 三 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第百五十二号）
- 四 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第百四十四号）
- 五 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）
- 六 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）
- 七 薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）
- 八 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百二十二号）
- 九 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）
- 十 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）
- 十一 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）
- 十二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）

（特定細胞加工物の製造の許可等の有効期間）

第四条 法第三十六条第一項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。

（外国における特定細胞加工物の製造の認定に関する技術的読替え）

第五条 法第三十九条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十五条第二項	前項	第三十九条第一項
第三十五条第三項及び第四項	第一項	第三十九条第一項
第三十五条第四項第一号	第四十九条	第五十条第一項
第三十五条第五項	第一項	第三十九条第一項
第三十六条第一項	前条第一項	第三十九条第一項
第三十七条	第三十五条第一項	第三十九条第一項
第三十八条第一項	第三十五条第五項（第五項（次条第二項において準用する）	次条第二項において準用する第三十五条第五項（次条第二項において準用する）
第三十八条第二項及び第三項	第三十五条第一項	次条第一項
	第三十六条第一項	同条第二項において準用する第三十六条第一項

(法第四十九條第三号等の政令で定める法令)

第六條 法第四十九條第三号、第五十條第一項第四号及び第五十一條第三号の政令で定める法令は、第三号各号に掲げる法令とする。

第七條 法第五十七條第一項第一号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、八千二百円とする。

2 法第五十七條第一項第二号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、一万円とする。
(機構に係る手数料の額)

第八條 独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下この条において「機構」という。)が法第三十八條第一項の規定により行う法第三十五條第一項の許可についての同条第五項の調査を受けようとする者が、法第五十七條第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 実地の調査を伴う許可 十四万四千円
二 実地の調査を伴わない許可 九万八千二百円

2 機構が法第三十八條第一項の規定により行う法第三十六條第一項の許可の更新についての同条第二項において準用する法第三十五條第五項の調査を受けようとする者が、法第五十七條第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認可の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 実地の調査を伴う許可の更新 九万七千七百円
二 実地の調査を伴わない許可の更新 四万八千六百円

3 機構が法第三十九條第二項において準用する法第三十八條第一項の規定により行う法第三十九條第一項の認定についての同条第二項において準用する法第三十五條第五項の調査を受けようとする者が、法第五十七條第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 実地の調査を伴う認定 十二万五百円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額(次項第一号において「機構職員の旅費相当額」という。)を加算した額
二 実地の調査を伴わない認定 五万四千二百円

4 機構が法第三十九條第二項において準用する法第三十八條第一項の規定により行う法第三十九條第二項において準用する法第三十六條第一項の認定の更新についての法第三十九條第二項において準用する法第三十五條第五項の調査を受けようとする者が、法第五十七條第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認定の更新の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 実地の調査を伴う認定の更新 五万六千五百円に機構職員の旅費相当額を加算した額
二 実地の調査を伴わない認定の更新 三万七千七百円

附 則

(施行期日)

第一條 この政令は、法の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正)

第二條 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三條の三第一項に次の一号を加える。

十一 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)

第三十三條の三第二項に次の一号を加える。

十三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

(児童福祉法施行令の一部改正)

第三條 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五條の七第二項に次の一号を加える。

七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)

第二十五條の十二第二項に次の一号を加える。

八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

第二十七條の十一第二項に次の一号を加える。

八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

(生活保護法施行令の一部改正)

第四條 生活保護法施行令(昭和二十五年政令第四百十八号)の一部を次のように改正する。

第四條の二に次の一号を加える。

二十五 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)

第四條の三に次の一号を加える。

二十八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正)

第五條 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百二号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「及び薬剤師法(昭和三十五年法律第四百十六号)を」と、薬剤師法(昭和三十五年法律第四百十六号)及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)に改める。

第十四條の二及び附則第三條中「及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」を、「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に改める。

(介護保険法施行令の一部改正)

第六條 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五條の二第十五号中(昭和五十七年法律第八十号)を削り、同条に次の一号を加える。

二十三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)

第三十五條の五に次の一号を加える。

二十六 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正)

第七條 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第三十五條の二第十五号中(昭和五十七年法律第八十号)を削り、同条に次の一号を加える。

二十三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)

第三十五條の四に次の一号を加える。

二十六 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第八條 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第四百三十七号を第四百三十八号とし、第四百三十六号の次に次の一号を加える。

四百三十七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正)
第九条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項に次の一号を加える。

七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)

第二十六条第二項に次の一号を加える。

八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

第三十八条に次の一号を加える。

十三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

第四十二条に次の一号を加える。

十六 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

(厚生労働省組織令の一部改正)

第十条 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)第二条第一項に規定する再生医療等に関する事(他局及び他課の所掌に属するものを除く)。

三 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う業務に関する事(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)第十五条第一項第七号及び第二項第三号に掲げる業務に限る)。

第五十一条第三号中「審査管理課、安全対策課及び監視指導・麻薬対策課」を「医政局及び他課」に改める。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

○厚生労働省令第百十号

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第二条第五項及び第六項、第三条第一項及び第二項第四号、第四条第一項及び第三項第二号（同法第五条第二項において準用する場合を含む）、第五条第一項及び第三項、第六条、第十四条第一項及び第二項、第十六条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十五条、第二十六条第一項及び第二項、第二十七号並びに第四項（これらの規定を同法第二十七号第三項第三項及び第二十八号第六項において準用する場合を含む）、第二十七号第一項ただし書、第二項及び第四項、第三十条第一項、第三十四条、第三十五条第一項及び第二項（同法第三十六条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む）、第三十七条及び第三十八号第四項（これらの規定を同法第三十九条第二項において準用する場合を含む）、第三十九条第一項、第四十条第一項から第三項、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十五条、第四十六条、第五十条第一項第一号及び第三項、第五十二条第二項、第五十四条並びに第五十六条第一項の規定に基づき、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十六年九月二十六日

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則

厚生労働大臣 塩崎 恭久

目次

第一章 総則（第一条―第三条）
第二章 再生医療等の提供
第一節 再生医療等提供基準（第四条―第二十六条）
第二節 再生医療等提供計画（第二十七条―第三十一条）
第三節 再生医療等の適正な提供に関する措置（第三十二条―第四十一条）

第三章 認定再生医療等委員会（第四十二条―第七十一条）
第四章 特定細胞加工物の製造（第七十二条―第七十二条）
第五章 監督（第七十三条―第七十七条）
第六章 雑則（第七十八条―第七十九条）
附則

第一章 総則

（用語の定義）

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「幹細胞」とは、自己複製能（自己と同一の能力を有する細胞を複製する能力をいう。）及び多分化能（異なる系列の細胞に分化する能力をいう。）を有する細胞をいう。
二 「人工多能性幹細胞」とは、人工的に多能性（内胚葉、中胚葉及び外胚葉の細胞に分化する性質をいう。）を誘導された幹細胞をいう。
三 「人工多能性幹細胞様細胞」とは、前号以外の細胞であつて人工多能性幹細胞と類似の性質を有する細胞をいう。
四 「相同利用」とは、採取した細胞が再生医療等（再生医療等の安全性の確保等に関する法律平成二十五年法律第八十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する再生医療等をいう。以下同じ。）を受ける者の再生医療等の対象となる部位の細胞と同様の機能を持つ細胞の投与方法をいう。
五 「細胞提供者」とは、再生医療等に用いる細胞（再生医療等製品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二十三条の二十五又は第二十三条の三七の承認を受けた再生医療等製品をいう。以下同じ。）の構成細胞を除く。以下同じ。）が人の受精卵である場合には当該受精卵を作製する人の精子（再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百七十八号。以下「施行令」という。）第一条第三号に規定する人の精子をいう。）を提供する男性及び人の未受精卵（施行令第一条第三号に規定する未受精卵をいう。）を提供する女性並びに再生医療等に用いる細胞が人の受精卵以外の人の細胞である場合には当該細胞を採取される者をいう。
六 「代諾者」とは、細胞を採取される者又は再生医療等の提供を受ける者の親権を行う者、配偶者、後見人その他これらに準じる者をいう。
七 「提供機関管理者」とは、再生医療等提供機関（法第六条に規定する再生医療等提供機関をいう。以下同じ。）の管理者をいう。
八 「施設管理者」とは、法第四十三条に規定する者をいう。
九 「資材」とは、特定細胞加工物法第二条第四項に規定する特定細胞加工物をいう。以下同じ。）の容器、被包及び表示物をいう。
十 「作業所」とは、製造作業を行う場所をいう。
十一 「ロット」とは、一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された特定細胞加工物及び原料（以下「特定細胞加工物等」という。）の一群をいう。
十二 「管理単位」とは、同一性が確認された資材の一群をいう。
十三 「清浄度管理区域」とは、作業所のうち、特定細胞加工物等（無菌操作により取り扱う必要があるものを除く。）の調製作業を行う場所及び滅菌される前の容器等が作業所内の空気に触れる場所をいう。
十四 「無菌操作等区域」とは、作業所のうち、無菌操作により取り扱う必要がある特定細胞加工物等の調製作業を行う場所、滅菌された容器等が作業所内の空気に触れる場所及び無菌試験等の無菌操作を行う場所をいう。
十五 「ドナー動物」とは、再生医療等に用いる細胞を提供する動物をいう。
十六 「照査」とは、設定された目標を達成する上での妥当性及び適切性を判定することをいう。

(第一種再生医療等技術)

第二条 法第五条第五項の厚生労働省令で定める再生医療等技術は、次のいずれかに該当する医療技術とする。

- 一 人の胚性幹細胞、人工多能性幹細胞又は人工多能性幹細胞様細胞に培養その他の加工を施したものをを用いる医療技術
- 二 遺伝子を導入する操作を行った細胞又は当該細胞に培養その他の加工を施したものをを用いる医療技術(前号に掲げるものを除く。)
- 三 動物の細胞に培養その他の加工を施したものをを用いる医療技術(前二号に掲げるものを除く。)
- 四 投与を受ける者以外の人の細胞に培養その他の加工を施したものをを用いる医療技術(前三号に掲げるものを除く。)

(第二種再生医療等技術)

第三条 法第二条第六項の厚生労働省令で定める再生医療等技術は、前条各号に掲げる医療技術以外であつて、次のいずれかに該当する医療技術とする。

- 一 培養した幹細胞又は当該細胞に培養その他の加工を施したものをを用いる医療技術
- 二 培養した細胞又は当該細胞に培養その他の加工を施したものをを用いる医療技術のうち人の身体の構造又は機能の再建、修復又は形成を目的とする医療技術(前号に掲げるものを除く。)
- 三 細胞の相同利用ではない医療技術(前二号に掲げるものを除く。)

第二章 再生医療等の提供

第一節 再生医療等提供基準

第四条 法第三条第一項の厚生労働省令で定める再生医療等の提供に関する基準(以下「再生医療等提供基準」という。)は、次条から第二十六条までに定めるところによる。

(人員)

第五条 第一種再生医療等(法第二条第五項に規定する第一種再生医療等をいう。以下同じ。)又は第二種再生医療等(法第二条第六項に規定する第二種再生医療等をいう。以下同じ。)の提供を行う再生医療等提供機関は、当該第一種再生医療等又は第二種再生医療等に関する業務の実施を統括するため、当該業務に係る責任者(以下「実施責任者」という。)を置かなければならない。

2 実施責任者は、医師又は歯科医師であつて、実施する第一種再生医療等又は第二種再生医療等の対象となる疾患及び当該疾患に関連する分野について、十分な科学的知見並びに医療に関する経験及び知識を有していなければならない。

3 第一種再生医療等又は第二種再生医療等を共同研究として行う再生医療等提供機関は、当該共同研究として行う再生医療等に係る業務を統括するため、共同研究を行う再生医療等提供機関の実施責任者の中から、統括責任者を選任しなければならない。

(構造設備その他の施設)

第六条 第一種再生医療等又は第二種再生医療等に係る再生医療等提供機関は、当該再生医療等提供機関において再生医療等を受ける者に対し、救急医療に必要な施設又は設備を有していなければならない。ただし、他の医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。)と連携することにより、当該者に対し、救急医療を行うために必要な体制があらかじめ確保されている場合には、この限りでない。

(細胞の入手)

第七条 再生医療等を行う医師又は歯科医師は、再生医療等に用いる細胞が、次に掲げる要件を満たすことを確認し、必要に応じ検査等を行い、当該細胞を再生医療等に用いることが適切であることを確認しなければならない。

一 次に掲げる要件を満たした医療機関等において細胞の提供(細胞提供者からの細胞の提供に限る。以下同じ。)又は動物の細胞の採取が行われたこと。
イ 適切に細胞の提供を受け又は動物の細胞の採取をし、当該細胞の保管に当たり必要な管理を行っていること。

ロ 細胞の提供を受けること又は動物の細胞の採取をすること並びに当該細胞の保管に関する十分な知識及び技術を有する者を有していること。

二 細胞の提供を受ける際に、細胞提供者の健康状態、年齢その他の事情を考慮した上で、当該細胞提供者の選定がなされたこと。

三 細胞の提供を受ける際に、細胞提供者が細胞の提供を行うのに十分な適格性を有するかどうかの判定をするために、利用の目的に応じ、既往歴の確認、診察、検査等を行ったこと。

四 細胞の提供を受けた後に、感染症の感染後、検査をしても感染を証明できない期間があることを助案し、検査方法、検査項目等に応じ、可能な範囲で、適切な時期に再検査を実施していること。

五 死亡した者から細胞を採取する場合にあつては、礼意を失わないように注意し、遺族に対して、細胞の使途その他細胞の採取に關し必要な事項について、できる限り平易な表現を用い、文書により適切な説明を行い、文書により同意を得ていること。

六 細胞の提供を受ける際に、細胞提供者に対し、次に掲げる事項について、できる限り平易な表現を用い、文書により適切な説明を行い、文書により同意を得ていること。

イ 当該細胞の使途

ロ 当該細胞の提供により予期される危険及び不利益

ハ 細胞提供者となることは任意であること。

ニ 同意の撤回に関する事項

ホ 当該細胞の提供をしないこと又は当該細胞の提供に係る同意を撤回することにより不利益な取扱いを受けないこと。

ヘ 当該細胞の提供に係る費用に関する事項

ト 当該細胞の提供による健康被害に対する補償に関する事項

チ 細胞提供者の個人情報保護に関する事項

リ 当該細胞を用いる再生医療等に係る特許権、著作権その他の財産権又は経済的利益の帰属に関する事項

又 その他当該細胞を用いる再生医療等の内容に応じ必要な事項

七 細胞の提供を受ける際に、細胞提供者の代諾者の同意を得る場合にあつては、当該代諾者に対し、次に掲げる事項について、できる限り平易な表現を用い、文書により適切な説明を行い、文書により同意を得ていること。

イ 当該細胞の使途

ロ 当該細胞の提供により予期される危険及び不利益

ハ 代諾者となることは任意であること。

ニ 代諾者の同意の撤回に関する事項

ホ 代諾者の同意を行わないこと又は代諾者の同意を撤回することにより不利益な取扱いを受けないこと。

ヘ 当該細胞の提供に係る費用に関する事項

ト 当該細胞の提供による健康被害に対する補償に関する事項

チ 細胞提供者及び代諾者の個人情報保護に関する事項

リ 当該細胞を用いる再生医療等に係る特許権、著作権その他の財産権又は経済的利益の帰属に関する事項

又 その他当該細胞を用いる再生医療等の内容に応じ必要な事項

八 細胞の提供を受ける際に、代諾者の同意を得た場合には、代諾者の同意に関する記録及び代諾者と細胞提供者との関係についての記録が作成されていること。

九 細胞提供者が当該細胞を再生医療等に用いることについて同意した場合であつて、当該細胞に培養その他の加工が行われるまでの間について、当該細胞提供者が同意を撤回することができる機会が確保されていること。

十 人の受精胚の提供を受ける場合にあつては、当該細胞の提供に係る同意があつた後、少なくとも三十日間は人の胚性幹細胞の樹立に供することなく医療機関において当該細胞を保管し、細胞提供者に対し、当該者が同意を撤回することができる機会が確保されていること。

十一 人の受精胚の提供を受ける場合にあつては、次に掲げる要件を満たしたものであること。

イ 生殖補助医療に用いる目的で作成された受精胚であつて、当面当該目的に用いる予定がないもののうち、当該受精胚を滅失させることについて提供者の意思が確認できたものであること。

ロ 凍結保管がされているものであること。

ハ 凍結保管されている期間を除き、受精後十四日以内のものであること。

ニ その他人の胚性幹細胞の樹立の適正な実施のために必要な手続を経たものであること。

十二 細胞の提供が無償で行われたこと。ただし、細胞の提供に際し発生した交通費その他の実費に相当するものについてはこの限りでない。

十三 細胞の提供を受ける際に、その過程における微生物等による汚染を防ぐために必要な措置が講じられていること。

十四 細胞の提供を受けた当該細胞について、微生物等による汚染及び微生物等の存在に関する適切な検査を行い、これらが検出されないことを、必要に応じ、確認したものであること。

十五 細胞の採取を行う場合にあつては、細胞の採取を優先し、医学的処置、手術及びその他の治療の方針を変更することにより採取された細胞でないこと。

十六 動物の細胞を用いる場合にあつては、細胞の採取に当たり、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 細胞を採取される動物の状態その他の事情を考慮した上で、当該動物の選定がなされたこと。

ロ 細胞の採取の際に、当該動物が細胞を採取されるにつき十分な適格性を有するかどうかの判定をするために、利用の目的に応じて既往歴の確認、診察、検査等を行ったこと。

ハ 動物の細胞の採取の過程における微生物等における汚染を防ぐために必要な措置が講じられていること。

(特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法)

第八条 提供機関管理者は、再生医療等に特定細胞加工物を用いる場合においては、当該特定細胞加工物の名称、構成細胞及び製造方法を記載した特定細胞加工物概要書（以下「特定細胞加工物概要書」という。）を作成しなければならない。

九 提供機関管理者は、再生医療等に特定細胞加工物を用いる場合においては、特定細胞加工物製造事業者は、法第四十四条に規定する特定細胞加工物製造事業者の業務に関し遵守すべき事項に従つて細胞培養加工施設における特定細胞加工物の製造及び品質管理を行わなければならない。

(再生医療等を行う医師又は歯科医師の要件)

第九条 再生医療等を行う医師又は歯科医師は、当該再生医療等を行うために必要な専門的知識及び十分な臨床経験を有する者でなければならない。

(再生医療等を行う際の責務)

第十条 医師又は歯科医師は、再生医療等を行う際には、その安全性及び妥当性について、科学的文献その他の関連する情報又は十分な実験の結果に基づき、倫理的及び科学的観点から十分検討しなければならない。

二 医師又は歯科医師は、再生医療等に特定細胞加工物を用いる場合においては、特定細胞加工物製造事業者は、再生医療等を行う際に、再生医療等を行う医師又は歯科医師は、再生医療等を行うために必要な専門的知識及び十分な臨床経験を有する者でなければならない。

三 医師又は歯科医師は、再生医療等に特定細胞加工物を用いる場合においては、再生医療等を受ける者に、特定細胞加工物の投与を行う際に、当該特定細胞加工物が特定細胞加工物概要書に従つて製造されたものか確認する等により、当該特定細胞加工物の投与の可否について決定しなければならない。

(再生医療等を行う際の環境への配慮)

第十一条 医師又は歯科医師は、環境に影響を及ぼすおそれのある再生医療等を行う場合には、環境へ悪影響を及ぼさないよう必要な配慮をしなければならない。

(再生医療等を受ける者の選定)

第十二条 医師又は歯科医師は、研究として再生医療等を行う際には、病状、年齢その他の事情を考慮した上で、再生医療等を受けることとなる者の選定をしなければならない。

(再生医療等を受ける者の説明及び同意)

第十三条 再生医療等を行う医師又は歯科医師は、再生医療等を受ける者に対し、当該再生医療等について、文書により同意を得なければならない。

二 再生医療等を行う医師又は歯科医師は、前項の同意を得るに際し、次に掲げる事項について、できる限り平易な表現を用い、文書により再生医療等を受ける者に説明を行わなければならない。

一 提供される再生医療等の内容

二 当該再生医療等の実施により予期される効果及び危険

三 他の治療法の有無、内容、他の治療法により予期される効果及び危険との比較

四 再生医療等を受けることを拒否することは任意であること。

五 再生医療等を受けることを拒否すること又は同意を撤回することにより不利益な取扱いを受けないこと。

六 同意の撤回に関する事項

七 当該再生医療等の実施による健康被害に対する補償に関する事項（研究として行われる再生医療等に係るものに限る。）

八 再生医療等を受ける者の個人情報保護に関する事項

九 当該再生医療等の実施に係る費用に関する事項

十 その他当該再生医療等の提供に関し必要な事項

(再生医療等を受ける者の代諾者に対する説明及び同意)

第十四条 再生医療等を受ける者の代諾者に対する説明及び同意については前条の規定を準用する。

この場合において、同条中「再生医療等を受ける者」とあるのは、「代諾者」とし、「再生医療等を受けること」とあるのは、「代諾者の同意」とし、「再生医療等を受ける者の個人情報」とあるのは、「再生医療等を受ける者及び代諾者の個人情報」と読み替えるものとする。

二 再生医療等を行う医師又は歯科医師は、再生医療等を受ける者の代諾者の同意を得た場合には、代諾者の同意に関する記録及び代諾者と再生医療等を受ける者との関係についての記録を作成しなければならない。

(細胞の安全性に関する疑義が生じた場合の措置)

第十五条 再生医療等を行う医師又は歯科医師は、細胞提供者又は細胞を採取した動物の遅発性感染症の発症の疑いその他の当該細胞の安全性に関する疑義が生じたことを知った場合には、再生医療等の安全性の確保を図るために必要な措置をとらなければならない。

(試料の保管)

第十六条 提供機関管理者は、再生医療等を受ける者が感染症を発症した場合等の原因の究明のため、細胞提供者又は細胞を採取した動物の細胞の一部等の適当な試料について、採取を行った日から一定期間保存しなければならない。ただし、保存しないこと又は保存できないことについて、採取した細胞が微量である場合その他合理的な理由がある場合には、この限りでない。

二 医師又は歯科医師は、再生医療等に特定細胞加工物を用いる場合においては、特定細胞加工物製造事業者は、再生医療等を行う際に、再生医療等を行う医師又は歯科医師は、再生医療等を行うために必要な専門的知識及び十分な臨床経験を有する者でなければならない。

2 提供機関管理者は、再生医療等を受ける者が感染症を発生した場合等の原因の究明のため、当該再生医療等に用いた細胞加工物の一部について、再生医療等を行った日から一定期間保存しなければならぬ。ただし、保存しないこと又は保存できないことについては、細胞加工物が微量である場合その他合理的な理由がある場合には、この限りでない。

(疾病等の発生の場合の措置)

第十七条 再生医療等を行う医師又は歯科医師は、再生医療等の提供によるものと疑われる疾病、障害、若しくは死亡又は感染症の発生（以下「疾病等の発生」という。）を知ったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に対し、速やかにその旨を報告しなければならない。

一 第一種再生医療等又は第二種再生医療等を行っている場合（次号に掲げる場合を除く。）提供機関管理者及び実施責任者

二 第一種再生医療等又は第二種再生医療等を共同研究として行っている場合 提供機関管理者、実施責任者及び統括責任者

三 前二号に掲げる場合以外の場合 提供機関管理者

2 前項第三号に掲げる場合であつて、再生医療等を共同研究として行っているときは、前項の報告を受けた提供機関管理者は、当該報告の内容を共同研究を行っている他の提供機関管理者に報告しなければならない。

3 前二項の報告を受けた提供機関管理者、実施責任者又は統括責任者は、当該再生医療等を行う医師又は歯科医師に対し、当該再生医療等の中止その他の必要な措置を講ずるよう指示しなければならない。

4 第一項又は第二項の報告を受けた提供機関管理者、実施責任者又は統括責任者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に対し、発生した事態及び講じた措置について速やかに通知しなければならない。

一 特定細胞加工物を用いた再生医療等を行つていた場合 当該再生医療等に用いる特定細胞加工物を製造した特定細胞加工物製造事業者

二 再生医療等製品を用いた再生医療等を行つていた場合 当該再生医療等に用いる再生医療等製品の製造販売業者（当該再生医療等製品が医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第一項の承認を受けている場合にあつては、同条第四項に規定する選任外国製造再生医療等製品製造販売業者）

(再生医療等の提供終了後の措置等)

第十八条 再生医療等を行う医師又は歯科医師は、再生医療等の提供を終了した後においても、安全性及び科学的妥当性の確保の観点から、再生医療等の提供による疾病等の発生についての適当な期間の追跡調査、効果についての検証その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。また、その結果については、前条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に対し、報告しなければならない。

(再生医療等を受ける者に関する情報の把握)

第十九条 再生医療等を行う医師又は歯科医師は、再生医療等の提供に起因するものと疑われる疾病等の発生の場合に当該疾病等の情報を把握できるよう、及び細胞加工物に問題が生じた場合に再生医療等を受けた者の健康状態等を把握できるよう、あらかじめ適切な措置を講じなければならない。

(実施状況の確認)

第二十条 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者は、再生医療等が再生医療等提供計画（法第四条第一項に規定する再生医療等提供計画をいう。以下同じ。）及び再生医療等提供基準に従い、適正に実施されていることを随時確認するとともに、再生医療等の適正な実施を確保するために必要な指示をしなければならない。

一 第一種再生医療等又は第二種再生医療等を行っている場合（次号に掲げる場合を除く。）提供機関管理者及び実施責任者

二 第一種再生医療等又は第二種再生医療等を共同研究として行っている場合 提供機関管理者、実施責任者及び統括責任者

三 前二号に掲げる場合以外の場合 提供機関管理者

2 実施責任者は、提供機関管理者に対して、再生医療等の提供の状況について、随時報告しなければならない。

(再生医療等を受ける者に対する健康被害の補償を行う場合)

第二十一条 法第三条第二項第四号の厚生労働省令で定める場合は、研究として行われる場合とする。

(細胞提供者等に対する補償)

第二十二條 提供機関管理者又は再生医療等に用いる細胞の提供を受ける者は、細胞提供者が再生医療等を受ける者以外の者である場合には、当該細胞の提供に伴い生じた健康被害の補償のために、保険への加入その他の必要な措置を講じておかなければならない。

2 提供機関管理者は、再生医療等（研究として行われる場合に限る。）の実施に当たっては、当該再生医療等の実施に伴い生じた健康被害の補償のために、保険への加入その他の必要な措置を講じておかなければならない。

(細胞提供者等に関する個人情報の取扱い)

第二十三条 細胞提供者及び再生医療等を受ける者に関する個人情報を保有する者は、当該個人情報について匿名化を行う場合にあつては、連結可能匿名化（必要な場合に特定の個人を識別できる情報を保有しつつ行う匿名化をいう。）した上で、当該個人情報を取り扱わなければならない。

(個人情報保護)

第二十四条 提供機関管理者は、個人情報の適正な取扱いの方法を具体的に定めた実施規程（以下「個人情報取扱実施規程」という。）を定めなければならない。

(教育又は研修)

第二十五条 提供機関管理者又は実施責任者は、再生医療等を適正に実施するために定期的に教育又は研修の機会を確保しなければならない。

2 再生医療等を行う医師又は歯科医師その他の再生医療等の提供に係る関係者は、再生医療等を適正に実施するために定期的に適切な教育又は研修を受け、情報収集に努めなければならない。

(苦情及び問合せへの対応)

第二十六条 提供機関管理者は、苦情及び問合せに適切かつ迅速に対応するため、苦情及び問合せを受け付けるための窓口の設置、苦情及び問合せの対応の手順の策定その他の必要な体制の整備に努めなければならない。

第二節 再生医療等提供計画

(再生医療等提供計画の提出)

第二十七条 法第四条第一項の規定による提出は、様式第一による計画を提出して行うものとする。

2 前項の提出を行ったときは、速やかにその旨を当該再生医療等提供計画に記載された認定再生医療等委員会（法第二十六条第五項第二号に規定する認定再生医療等委員会をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。

3 法第四条第一項の厚生労働省令で定める再生医療等の区分は、再生医療等技術の区分とする。

4 法第四条第一項第六号の厚生労働省令で定める場合は、研究として行われる場合とする。

5 法第四条第一項第八号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 共同研究機関（共同研究として再生医療等を行う再生医療等提供機関をいう。）に関する事項
- 二 再生医療等製品を用いる場合にあつては、再生医療等製品に関する事項
- 三 審査等業務（法第二十六条第一項に規定する審査等業務をいう。以下同じ。）を行う認定再生医療等委員会の認定番号
- 四 細胞提供者及び再生医療等を受ける者に関する個人情報の取扱いの方法
- 五 教育又は研修の方法
- 六 苦情及び問合せへの対応に関する体制の整備状況

6 法第四条第三項第二号(法第五条第二項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 提供する再生医療等の詳細を記した書類
- 二 実施責任者及び再生医療等を行う医師又は歯科医師の氏名、所属、役職及び略歴(研究に関する実績がある場合には、当該実績を含む。)を記載した書類
- 三 再生医療等に用いる細胞の提供を受ける場合にあつては、細胞提供者又は代諾者に対する説明文書及び同意文書の様式
- 四 再生医療等を受ける者に対する説明文書及び同意文書の様式
- 五 再生医療等提供計画に記載された再生医療等と同種又は類似の再生医療等に関する国内外の実施状況を記載した書類
- 六 特定細胞加工物を用いる場合にあつては、再生医療等提供計画に記載された再生医療等に用いる細胞に関連する研究を記載した書類
- 七 特定細胞加工物を用いる場合にあつては、特定細胞加工物概要書、第九十六条に規定する特定細胞加工物標準書、第九十七条第一項に規定する衛生管理基準書、同条第二項に規定する製造管理基準書及び同条第三項に規定する品質管理基準書
- 八 再生医療等製品を用いる場合にあつては、当該再生医療等製品の添付文書等(医薬品医療機器等法第六十五条の三に規定する添付文書等をいう。)
- 九 再生医療等提供計画に記載された再生医療等の内容をできる限り平易な表現を用いて記載したもの
- 十 特定細胞加工物の製造を委託する場合にあつては、委託契約書の写しその他これに準ずるもの
- 十一 個人情報取扱実施規程

(再生医療等提供計画の変更の提出)
第二十八条 法第五条第一項の規定による変更は、変更後の再生医療等提供計画及び様式第二による届書を提出して行うものとする。

(再生医療等提供計画の軽微な変更の範囲)
第二十九条 法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 一 当該再生医療等の安全性に影響を与える再生医療等の提供方法の変更
- 二 特定細胞加工物を用いる場合にあつては、当該再生医療等の安全性に影響を与える特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法の変更
- 三 再生医療等製品を用いる場合にあつては、当該再生医療等製品に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。)、第三百三十七条の二十八第四号に掲げる変更
- 四 再生医療等が研究として行われる場合にあつては、研究の実施方法の変更
- 五 前各号に掲げる変更のほか、当該再生医療等の安全性に影響を与えるもの

(再生医療等提供計画の軽微な変更の届出)
第三十条 法第五条第三項の規定による届出は、様式第三による届書を提出して行うものとする。

(再生医療等の提供の中止の届出)
第三十一条 法第六条の規定による届出は、様式第四による届書を提出して行うものとする。

第三節 再生医療等の適正な提供に関する措置
第三十二条 法第十四条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 単独で説明を受け、同意を与えることが困難な者に対し、再生医療等を行う場合であつて、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合
- イ 当該再生医療等を行うことに合理的理由があることについて、認定再生医療等委員会の審査を受けた場合であつて、次の(1)から(5)までのいずれも満たす場合

- (1) 当該再生医療等を受けることとなる者に緊急かつ明白な生命の危険が生じていること。
- (2) その他の治療方法では十分な効果が期待できないこと。

- (3) 当該再生医療等を受けることにより生命の危険が回避できる可能性が十分にあると認められること。
- (4) 当該再生医療等を受けることとなる者に対する予測される不利益が必要な最小限度のものであること。
- (5) 代諾者となるべき者と直ちに連絡を取ることができないこと。

イの場合以外の場合であつて、当該再生医療等を受けることとなる者が再生医療等を受けることができる能力を有しており、当該者の理解を得ている場合であつて、前号イの(1)から(5)までのいずれも満たす場合

ロイの場合以外の場合であつて、当該再生医療等を受けることとなる者が再生医療等を受けることとなる者の代諾者となるべき者と直ちに連絡を取ることができないこと。

ロイの場合以外の場合であつて、当該再生医療等を受けることとなる者の代諾者の同意を得ている場合

ニ 十六歳未満の者に対し、再生医療等を行う場合であつて、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合(前号に掲げる場合を除く。)

イ 当該再生医療等を受けることとなる者が再生医療等を受けることとなる者の代諾者の同意を得ている場合であつて、前号イの(1)から(5)までのいずれも満たす場合

ロイの場合以外の場合であつて、当該再生医療等を受けることとなる者が再生医療等を受けることとなる者の代諾者の同意を得ている場合

第三十三条 法第十四条第二項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 単独で説明を受け、同意を与えることが困難な者から再生医療等に用いる細胞の採取を行う場合であつて、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合
- イ 当該採取を行うことに合理的理由があることについて、認定再生医療等委員会の審査を受けた場合であつて、次の(1)及び(2)を満たす場合

- (1) 当該細胞を採取することとなる者が、あらかじめ、再生医療等に用いられるために自らの細胞を提供する意思表示していること。
- (2) 代諾者となるべき者と直ちに連絡を取ることができないこと。

ロイの場合以外の場合であつて、当該採取を行うことに合理的理由があることについて、認定再生医療等委員会の審査を受けており、当該細胞を採取されることとなる者の代諾者の同意を得ている場合

ニ 十六歳未満の者から再生医療等に用いる細胞の採取を行う場合であつて、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合(前号に掲げる場合を除く。)

イ 当該細胞を採取されることとなる者が当該細胞の採取を行うことについての説明を十分理解できる能力を有しており、当該者の理解を得ている場合であつて、前号イの(1)及び(2)を満たす場合

ロイの場合以外の場合であつて、当該細胞を採取されることとなる者が当該細胞の採取を行うことについての説明を十分理解できる能力を有し、かつ、当該者の理解を得ており、当該細胞を採取されることとなる者の代諾者の同意を得ている場合

(再生医療等に関する記録及び保存)
第三十四条 法第十六条第一項の記録は、再生医療等を受けた者ごとに作成しなければならない。

- 一 再生医療等を受けた者の住所、氏名、性別及び生年月日
- 二 病名及び主要症状
- 三 使用した特定細胞加工物又は再生医療等製品の種類、投与方法その他の再生医療等の内容及び評価
- 四 再生医療等に用いる細胞に関する情報
- 五 特定細胞加工物の製造を委託した場合は委託先及び委託業務の内容
- 六 再生医療等を行った年月日
- 七 再生医療等を行った医師又は歯科医師の氏名

3 提供機関管理者は、再生医療等が行われたときは、法第十六条第一項に規定する記録を、再生医療等提供計画、同意に係る文書及び特定細胞加工物概要書とともに、次に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる期間、保存しなければならない。

一 指定再生医療等製品（医薬品医療機器等法第六十八条の七第三項に規定する指定再生医療等製品であつて、同法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認の内容に従わずに用いるものに限る。以下同じ。）又は指定再生医療等製品の原料と類似の原料から成る特定細胞加工物を用いる場合 三十年間

二 前号に掲げる指定再生医療等製品又は特定細胞加工物以外の細胞加工物を用いる場合 十年間（認定再生医療等委員会への疾病等の報告）

第三十五条 提供機関管理者は、再生医療等提供計画に記載された再生医療等の提供について、次に掲げる事項を知ったときは、それぞれ当該各号に定める期間内に当該事項を、再生医療等提供計画に記載された認定再生医療等委員会に報告しなければならない。

一 次に掲げる疾病等の発生のうち、当該再生医療等の提供によるものと疑われるもの又は当該再生医療等の提供によるものと疑われる感染症によるもの 七日

イ 死亡

ロ 死亡につながるおそれのある症例

二 次に掲げる疾病等の発生のうち、当該再生医療等の提供によるものと疑われるもの又は当該再生医療等の提供によるものと疑われる感染症によるもの 十五日

イ 治療のために医療機関への入院又は入院期間の延長が必要とされる症例

ロ 障害

ハ 障害につながるおそれのある症例

ホ 重篤である症例

三 再生医療等の提供によるものと疑われる又は当該再生医療等の提供によるものと疑われる感染症による疾病等の発生（前二号に掲げるものを除く。） 再生医療等提供計画を厚生労働大臣に提出した日から起算して六十日ごとに当該期間満了後十日以内

（厚生労働大臣への疾病等の報告）

第三十六条 法第十八条の厚生労働省令で定める事項は、前条第一号及び第二号に掲げる事項とする。

2 前条（第三号を除く。）の規定は、法第十八条の規定による厚生労働大臣への報告について準用する。この場合において、前条中「再生医療等提供計画に記載された認定再生医療等委員会」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

（認定再生医療等委員会への定期報告）

第三十七条 法第二十条第一項の規定に基づき、提供機関管理者は、再生医療等の提供の状況について、再生医療等提供計画に記載された再生医療等技術ごとに、次に掲げる事項について、当該再生医療等提供計画に記載された認定再生医療等委員会に報告しなければならない。

一 当該再生医療等を受けた者の数

二 当該再生医療等に係る疾病等の発生状況及びその後の経過

三 当該再生医療等の安全性及び科学的妥当性についての評価

四 当該再生医療等の提供を終了した場合にあっては、終了した日

2 前項の報告は、再生医療等提供計画を厚生労働大臣に提出した日から起算して、一年ごとに、当該期間満了後九十日以内に行わなければならない。

（厚生労働大臣への定期報告）

3 第一項の報告は、再生医療等提供計画を厚生労働大臣に提出した日から起算して、一年ごとに、当該期間満了後九十日以内に行わなければならない。

（認定再生医療等委員会の意見聴取の手続）

第三十九条 提供機関管理者は、法第四条第二項の規定により認定再生医療等委員会（当該再生医療等提供機関の開設者が設置したものを除く。）に意見聴取を求めるときは、当該認定再生医療等委員会の審査等業務に関する規程及び委員名簿を入手しなければならない。

（認定再生医療等委員会の審査等業務に係る契約）

第四十条 提供機関管理者は、認定再生医療等委員会（当該再生医療等提供機関の開設者が設置した認定再生医療等委員会及び当該再生医療等提供機関を有する法人が設置したものを除く。）に審査等業務を行わせることとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により認定委員会設置者（法第二十六条第五項第一号に規定する認定委員会設置者をいう。以下同じ。）との契約を締結しなければならない。

一 当該契約を締結した年月日

二 当該再生医療等提供機関及び当該認定再生医療等委員会の名称及び所在地

三 当該契約に係る業務の手続に関する事項

四 当該認定再生医療等委員会が意見を述べべき期限

五 細胞提供者及び再生医療等を受ける者の秘密の保全に関する事項

六 その他必要な事項

（講じた措置についての認定再生医療等委員会への報告）

第四十一条 提供機関管理者は、認定再生医療等委員会から法第二十六条第一項各号に規定する意見を述べられた場合には、当該意見を受けて講じた再生医療等提供計画の変更その他の措置について、当該認定再生医療等委員会に対し報告を行わなければならない。

第三章 認定再生医療等委員会

（再生医療等委員会を設置できる団体）

第四十二条 法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。

一 医学医術に関する学術団体

二 一般社団法人又は一般財団法人

三 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人

四 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七号）第三条に規定する学校法人（医療機関を有するものに限る。）

五 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三三号）第一条第一項に規定する独立行政法人（医療の提供等を主な業務とするものに限る。）

六 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第一条第一項に規定する国立大学法人（医療機関を有するものに限る。）

七 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（医療機関を有するものに限る。）

2 再生医療等委員会を前項第一号から第三号までに掲げる団体が設置する場合は、当該者は次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 定款その他これに準ずるものにおいて、再生医療等委員会を設置する旨の定めがあること。

二 その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。次号において同じ。）のうちに医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者が含まれていること。

三 その役員に占める次に掲げる者の割合が、それぞれ三分の一以下であること。

イ 特定の医療機関の職員その他の当該医療機関と密接な関係を有する者

ロ 特定の法人の役員又は職員その他の当該法人と密接な関係を有する者

四 再生医療等委員会の設置及び運営に関する業務を適確に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。

五 財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書その他の財務に関する書類をその事務所に備えて置き、一般の閲覧に供していること。

六 その他再生医療等委員会の業務の公正かつ適正な遂行を損なうおそれがないこと。

(再生医療等委員会の認定の申請)

第四十三条 法第二十六条第二項の規定による申請は、様式第五による申請書を提出して行うものとする。

2 法第二十六条第二項第七号(法第二十七条第三項及び第二十八条第六項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める事項は、再生医療等委員会の所在地及び再生医療等委員会の連絡先とする。

3 法第二十六条第三項第三号(法第二十七条第三項及び第二十八条第六項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる団体が第一項の申請をしようとする場合

イ 再生医療等委員会を設置する者に関する証明書類

ロ 再生医療等委員会を設置する者が再生医療等委員会を設置する旨を定めた定款その他これに準ずるもの

ハ 第四十二条第二項第二号及び第三号の要件を満たすことを証明する書類

ニ 医療機関の開設者又は前条第一項第四号から第七号までに掲げる団体が第一項の申請をしようとする場合 再生医療等委員会を設置する者に関する証明書類

(第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成要件)

第四十四条 第一種再生医療等提供計画(法第七条に規定する第一種再生医療等提供計画をいう。以下同じ。)(又は第二種再生医療等提供計画(法第十一条に規定する第二種再生医療等提供計画をいう。以下同じ。))に係る審査等業務を行う再生医療等委員会の法第二十六条第四項第一号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、各号に掲げる者は当該各号以外に掲げる者を兼ねることができない。

- 一 分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学又は病理学の専門家
- 二 再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者
- 三 臨床医(現に診療に従事している医師又は歯科医師をいう。以下同じ。)
- 四 細胞培養加工に関する識見を有する者
- 五 法律に関する専門家
- 六 生命倫理に関する識見を有する者
- 七 生物統計その他の臨床研究に関する識見を有する者
- 八 第一号から前号までに掲げる者以外の一般の立場の者

(第三種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成要件)

第四十五条 第二種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を行う再生医療等委員会の法第二十六条第四項第一号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、各号に掲げる者は当該各号以外に掲げる者を兼ねることができない。

- 一 再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者を含む二名以上の医学又は医療の専門家(ただし、所属機関が同一でない者が含まれ、かつ、少なくとも一名は医師又は歯科医師であること。)
- 二 法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者その他の人文・社会科学の有識者
- 三 前二号に掲げる者以外の一般の立場の者

(第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成基準)

第四十六条 第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う再生医療等委員会の法第二十六条第四項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 男性及び女性がそれぞれ二名以上含まれていること。

二 再生医療等委員会を設置する者と利害関係を有しない者が含まれていること。

三 同一の医療機関(当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。)に所属している者が半数未満であること。

(第三種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成基準)

第四十七条 第三種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を行う再生医療等委員会の法第二十六条第四項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 委員が五名以上であること。

二 男性及び女性がそれぞれ一名以上含まれていること。

三 再生医療等委員会を設置する者と利害関係を有しない者が含まれていること。

(手数料の算定の基準)

第四十八条 法第二十六条第四項第四号の厚生労働省令で定める基準は、再生医療等委員会が、審査等業務に関して徴収する手数料の額を、委員への報酬の支払等、当該再生医療等委員会の健全な運営に必要な経費を賄うために必要な範囲内とし、かつ、公平なものとなるよう定めていることとする。

(審査等業務の適切な実施のために必要な基準)

第四十九条 法第二十六条第四項第五号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 審査等業務が適正かつ公正に行えるよう、その活動の自由及び独立が保障されていること。

二 審査等業務に関する規程が定められ、かつ、公表されていること。

三 審査等業務を継続的に実施できる体制を有すること。

(再生医療等委員会の認定証の交付)

第五十条 厚生労働大臣は、法第二十六条第四項の規定による認定をしたときは、認定を申請した者に対し、様式第六による認定証を交付しなければならない。法第二十八条第二項の規定による更新をしたときも、同様とする。

(認定再生医療等委員会の変更の申請)

第五十一条 法第二十七条第一項の規定による認定の申請は、変更後の第四十三条第一項に規定する申請書及び様式第七による申請書を厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(法第二十七条第一項ただし書の軽微な変更の範囲)

第五十二条 法第二十七条第一項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 当該再生医療等委員会の委員の氏名の変更であつて、委員の変更を伴わないもの
- 二 当該再生医療等委員会の委員の職業の変更であつて、委員の構成要件(第四十四条及び第四十五条に規定する要件をいう。次号において同じ。)を満たさなくなるもの以外のもの
- 三 当該再生医療等委員会の委員の増減に関する変更であつて、委員の構成要件を満たさなくなるもの以外のもの
- 四 審査等業務を行う体制に関する事項の変更であつて、審査等業務の適切な実施に支障を及ぼすおそれのないもの

(法第二十七条第二項の軽微な変更の届出)

第五十三条 法第二十七条第二項の規定による届出は、様式第八による届書を提出して行うものとする。

(法第二十七條第四項の軽微な変更の範囲)

第五十四條 法第二十七條第四項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更又は地番の変更
- 二 当該認定再生医療等委員会の委員の略歴の追加に関する変更
- 三 再生医療等委員会を設置する旨の定めをした定款その他これに準ずるものの変更であつて、次に掲げるもの

イ 法その他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

ロ 第一号及びイに掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

(法第二十七條第四項の変更の届出)

第五十五條 法第二十七條第四項の規定による届出は、様式第九による届書を提出して行うものとする。

2 法第二十六條第三項各号に掲げる書類に記載した事項に変更があつた場合には、前項の届書に、変更後の法第二十六條第三項各号に掲げる書類を添えなければならない。

(認定再生医療等委員会の認定証の書換え交付の申請)

第五十六條 認定委員会設置者は、認定証の記載事項に変更を生じたときは、様式第十による申請書及び認定証を厚生労働大臣に提出してその書換えを申請することができる。

(認定再生医療等委員会の認定証の再交付)

第五十七條 認定委員会設置者は、認定再生医療等委員会の認定証を破り、汚し、又は失つたときは、様式第十一による申請書を厚生労働大臣に提出してその再交付を申請することができる。この場合において、認定証を破り、又は汚した認定委員会設置者は、申請書に当該認定証を添えなければならない。

2 認定委員会設置者は、認定証の再交付を受けた後、失つた認定証を発見したときは、遅滞なく、厚生労働大臣にこれを返納しなければならない。

(再生医療等委員会の認定の更新の申請)

第五十八條 法第二十八條第六項において準用する法第二十六條第二項の規定による更新の申請は、様式第十二による申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、申請に係る認定証を添えなければならない。

(認定再生医療等委員会の廃止)

第五十九條 法第三十條第一項の規定による届出は、様式第十三による届書を提出して行うものとする。

2 認定委員会設置者が前項の届出を行おうとするときは、あらかじめ、当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していた再生医療等提供機関に、その旨を通知しなければならない。

(認定再生医療等委員会の廃止後の手続)

第六十條 認定委員会設置者は、その設置する認定再生医療等委員会を廃止したときは、速やかに、その旨を当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していた再生医療等提供機関に通知しなければならない。

2 前項の場合において、認定委員会設置者は、当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していた再生医療等提供機関に対し、当該再生医療等提供機関における再生医療等の提供の継続に影響を及ぼさないよう、他の認定再生医療等委員会を紹介することその他の適切な措置を講じなければならない。

(再生医療等委員会の認定証の返納)

第六十一條 認定委員会設置者は、法第三十三條第一項の規定により認定再生医療等委員会の認定の取消を受けたとき、又は当該認定再生医療等委員会を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に認定証を返納しなければならない。

(再生医療等委員会の認定台帳)

第六十二條 厚生労働大臣は、法第二十六條第四項の規定による認定に関する台帳を備え、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 認定番号及び認定年月日

二 認定委員会設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 認定再生医療等委員会の名称及び所在地

(第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務)

第六十三條 認定再生医療等委員会が、第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う際には、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 過半数の委員が出席していること。

二 男性及び女性の委員がそれぞれ二名以上出席していること。

三 次に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること。

イ 第四十四條第二号に掲げる者

ロ 第四十四條第四号に掲げる者

ハ 第四十四條第五号又は第六号に掲げる者

ニ 第四十四條第八号に掲げる者

ホ 技術専門委員(審査等業務の対象となる再生医療等の対象疾患等に対する専門的知識を有する者をいう。以下同じ。)(第四十四條第一号又は第三号に掲げる者が、審査等業務の対象となる再生医療等の対象疾患等に対する専門知識を有する場合)は、当該者

四 出席した委員の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関(当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。)と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。

五 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が含まれていること。

2 認定再生医療等委員会は、第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画の変更に係る審査であつて、次に掲げる要件を満たすものを行う場合には、前項の規定にかかわらず、当該認定再生医療等委員会における審査等業務に関する規程に定める方法により、これを行うことができる。

一 当該再生医療等提供計画の変更が、認定再生医療等委員会の審査を経て指示を受けたものである場合

二 当該再生医療等提供計画の変更が、再生医療等の提供に重要な影響を与えないものである場合(第三種再生医療等提供計画に係る審査等業務)

第六十四條 認定再生医療等委員会が、第三種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う際には、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 過半数の委員が出席していること。

二 五名以上の委員が出席していること。

三 男性及び女性の委員がそれぞれ一名以上出席していること。

四 次に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること。ただしに掲げる者が医師又は歯科医師である場合にあっては、口を兼ねることができる。

イ 第四十五條第一号に掲げる者のうち再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者

ロ 第四十五條第一号に掲げる者のうち医師又は歯科医師

ハ 第四十五條第二号に掲げる者

ニ 第四十五條第三号に掲げる者

五 出席した委員の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関(当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。)と利害関係を有しない委員が二名以上含まれていること。

六 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が含まれていること。

2 認定再生医療等委員会は、第三種再生医療等提供計画の変更に係る審査であつて、次に掲げる要件を満たすものを行う場合には、前項の規定にかかわらず、当該認定再生医療等委員会における審査等業務に関する規程に定める方法により、これを行うことができる。

一 当該再生医療等提供計画の変更が、認定再生医療等委員会の審査を経て指示を受けたものである場合

二 当該再生医療等提供計画の変更が、再生医療等の提供に重要な影響を与えないものである場合

(認定再生医療等委員会の判断及び意見)

第六十五条 審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した提供機関管理者、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師又は歯科医師及び実施責任者(実施責任者を置いていない場合に限る)並びに認定再生医療等委員会の運営に関する事務に携わる者は、当該認定再生医療等委員会の審査等業務に参加してはならない。ただし、認定再生医療等委員会の求めに応じて、当該認定再生医療等委員会において説明することを妨げない。

2 認定再生医療等委員会における審査等業務に係る結論を得るに当たっては、原則として、出席委員(技術専門委員が出席する場合にあっては、当該委員を除く。以下この項において同じ。)の全員一致をもって行うよう努めなければならない。ただし、認定再生医療等委員会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の大多数の同意を得た意見を当該認定再生医療等委員会への報告(厚生労働大臣への報告)

第六十六条 認定委員会設置者は、当該認定再生医療等委員会が再生医療等提供計画に記載された再生医療等の提供を継続することが適当でない旨の意見を述べたときは、遅滞なく、厚生労働大臣にその旨を報告しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第六十七条 認定委員会設置者は、法第二十六条第一項各号に掲げる業務に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。

2 認定委員会設置者は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から十年間、保存しなければならない。

第六十八条 認定委員会設置者は、当該認定再生医療等委員会の審査等業務に関する規程及び委員名簿を公表しなければならない。

(事務を行う者の選任)

第六十九条 認定委員会設置者は、認定再生医療等委員会の運営に関する事務を行う者を選任しなければならない。

(委員の教育又は研修)

第七十条 認定委員会設置者は、認定再生医療等委員会の委員の教育又は研修の機会を確保しなければならない。

(認定再生医療等委員会の審査等業務の記録等)

第七十一条 認定委員会設置者は、当該認定再生医療等委員会における審査等業務の過程に関する記録を作成し、個人情報、研究の独創性及び知的財産権の保護に支障を生じるおそれのある事項を除き、これを公表しなければならない。

2 認定委員会設置者は、審査等業務に係る再生医療等提供計画及び前項の記録を、当該計画に係る再生医療等の提供が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

第四章 特定細胞加工物の製造

(特定細胞加工物の製造の許可の申請)

第七十二条 法第三十五条第一項の規定による許可の申請は、様式第十四による申請書(正副二通)を提出して行うものとする。

2 法第三十五条第二項第四号(法第三十六条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 細胞培養加工施設の種類及び所在地
- 二 申請者が法人である場合は、その業務を行う役員の氏名
- 三 申請者(申請者が法人である場合は、その業務を行う役員を含む。)の欠格条項に関する事項
- 四 申請者の連絡先

3 法第三十五条第二項(法第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 申請者が法人である場合は、登記事項証明書
- 二 製造をしようとする特定細胞加工物の一覧表

(特定細胞加工物の製造の許可証の交付)

第七十三条 厚生労働大臣は、法第三十五条第一項の規定による許可をしたときは、許可を申請した者に対し、様式第十五による許可証を交付しなければならない。法第三十六条第一項の規定による更新をしたときも、同様とする。

(許可事業者の届出を要する変更の範囲)

第七十四条 法第三十七条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第三十五条第一項の許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 細胞培養加工施設の種類及び所在地
- 三 施設管理者の氏名
- 四 許可事業者が法人である場合は、その業務を行う役員(を含む。)の欠格条項に関する事項
- 五 許可事業者(許可事業者が法人である場合は、その業務を行う役員を含む。)の欠格条項に関する事項
- 六 製造をしようとする特定細胞加工物の種類
- 七 許可事業者の連絡先

(許可事業者の変更の届出)

第七十五条 法第三十七条の規定による届出は、様式第十六による届書を提出して行うものとする。

(特定細胞加工物の製造の許可証の書換え交付の申請)

第七十六条 許可事業者は、特定細胞加工物の製造の許可証に記載事項に変更を生じたときは、様式第十七による申請書及び許可証を厚生労働大臣に提出してその書換えを申請することができる。

2 前項の申請をする者は、二千元の手数料を納めなければならない。この場合において、手数料は、申請書に収入印紙を貼って納めるものとする。

(特定細胞加工物の製造の許可証の再交付)

第七十七条 許可事業者は、特定細胞加工物の製造の許可証を破り、汚し、又は失ったときは、様式第十八による申請書を厚生労働大臣に提出してその再交付を申請することができる。この場合において、許可証を破り、又は汚した特定細胞加工物製造事業者は、申請書に当該許可証を添えなければならない。

2 前項の申請をする者は、二千元の手数料を納めなければならない。この場合において、手数料は、申請書に収入印紙を貼って納めるものとする。

(製造の許可証の返納)

第七十九条 特定細胞加工物の製造の許可事業者は、法第四十九条の規定により特定細胞加工物の製造の許可の取消を受けたとき、又はその業務を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に許可証を返納しなければならない。

(特定細胞加工物の製造の許可台帳)

第八十条 厚生労働大臣は、法第三十五条第一項の規定による許可に関する台帳を備え、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 施設番号及び年月日
- 二 許可事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 細胞培養加工施設の種類及び所在地
- 四 施設管理者の氏名

2 前項の申請書には、申請に係る許可証を添えなければならない。

3 特定細胞加工物製造事業者は、特定細胞加工物の製造の許可証の再交付を受けた後、失った許可証を発見したときは、遅滞なく、厚生労働大臣にこれを返納しなければならない。

(特定細胞加工物の製造の許可の更新の申請)

第七十八条 法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第二項の規定による申請は、様式第十九による申請書(正副二通)を厚生労働大臣に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、申請に係る許可証を添えなければならない。

(製造の許可証の返納)

第七十九条 特定細胞加工物の製造の許可事業者は、法第四十九条の規定により特定細胞加工物の製造の許可の取消を受けたとき、又はその業務を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に許可証を返納しなければならない。

(特定細胞加工物の製造の許可台帳)

第八十条 厚生労働大臣は、法第三十五条第一項の規定による許可に関する台帳を備え、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 施設番号及び年月日
- 二 許可事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 細胞培養加工施設の種類及び所在地
- 四 施設管理者の氏名

第七十三条	様式第十五	様式第二十三
第七十四条	法第三十七条	法第三十九条第二項において準用する法第三十七条
第七十五条	法第三十七条	法第三十九条第二項において準用する法第三十七条
第七十六条第二項	様式第十六	様式第二十四
第七十六条第二項	二千円	二千四百円
第七十七条第二項	二千円	二千四百円
第七十八条	法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第二項	法第三十九条第二項において準用する法第三十六条第二項
第七十九条	様式第十九	様式第二十五
第七十九条	法第四十九条	法第五十条第一項
第八十条	許可年月日	認定年月日
第八十一条第一項	法第三十八条第一項	法第三十九条第二項において準用する法第三十八条第一項
	法第三十五条第五項	法第三十九条第二項において準用する法第三十五条第五項

(機構)に対する特定細胞加工物の製造の許可又は許可の更新に係る調査の申請)
 第八十一条 法第三十八条第一項の規定により独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)に法第三十五条第五項(法第三十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する調査を行わせることとしたときは、法第三十五条第二項の許可又は法第三十六条第一項の許可の更新の申請者は、機構に当該調査の申請をしなければならぬ。
 2 前項の申請は、様式第二十による申請書を、法第三十五条第一項の許可又は法第三十六条第一項の許可の更新の申請書に添付して地方厚生局長を経由して行うものとする。
 (機構による特定細胞加工物の製造の許可等に係る調査の結果の通知)
 第八十二条 法第三十八条第四項の規定による通知は、様式第二十一による通知書によって行うものとする。
 (外国における特定細胞加工物の製造の認定の申請)
 第八十三条 法第三十九条第一項の規定による認定の申請は、様式第二十二による申請書(正副一通)を厚生労働大臣に提出して行うものとする。
 2 法第三十九条第二項の規定において準用する法第三十五条第二項の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 一 施設管理者の履歴書
 二 製造をしようとする特定細胞加工物の一覧表
 (準用)
 第八十四条 法第三十九条第一項の規定による認定については、第七十三条から第八十二条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「法第三十五条第一項」とあるのは、「法第三十九条第一項」と、「許可」とあるのは、「認定」と、「許可証」とあるのは、「認定証」と、法第三十六条とあるのは、「認定事業者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十一条第一項	様式第二十	様式第二十六
第八十二条	法第三十八条第四項	法第三十九条第二項において準用する法第三十八条第四項

(特定細胞加工物の製造の届出)
 第八十五条 法第四十条第一項の規定による届出は、様式第二十七による届書を提出して行うものとする。
 2 法第四十条第一項の厚生労働省令で定める区分は、医薬品医療機器等法施行規則第三百三十七条の九第一号に規定する区分とする。
 3 法第四十条第一項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 届出をする者の区分
 二 細胞培養加工施設の名称及び所在地
 三 届出をする者が法人である場合は、その業務を行う役員(氏名)
 四 届出をする者が(届出をする者が法人である場合には、その業務を行う役員を含む。)の停止事由に係る事項
 五 届出をする者の連絡先
 4 法第四十条第二項の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 一 届出をする者が法人であるときは、登記事項証明書
 二 製造をしようとする特定細胞加工物の一覧表
 三 届出をする者が医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の許可(医薬品医療機器等法施行規則第三百三十七条の九第一号に規定する区分に該当するものに限る。)を受けている場合にあっては、当該許可証の写し
 四 届出をする者が移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成二十四年法律第九十号)第三十条の胸帯血供給事業の許可を受けている場合にあっては、当該許可証の写し
 第八十六条 法第四十条第三項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 法第四十条第一項の規定による届出した者(以下「届出事業者」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 二 届出事業者の区分
 三 細胞培養加工施設の名称及び所在地
 四 施設管理者の氏名
 五 届出事業者が法人である場合は、その業務を行う役員(氏名)
 六 届出事業者(届出事業者が法人である場合は、その業務を行う役員を含む。)の停止事由に関する事項
 七 製造をしようとする特定細胞加工物の種類
 八 届出事業者の連絡先
 (届出事業者の変更の届出)
 第八十七条 法第四十条第三項の規定による届出は、様式第二十八による届書を提出して行うものとする。
 (廃止の届出)
 第八十八条 法第四十一条の規定による届出は、様式第二十九による届書を提出して行うものとする。

(細胞培養加工施設の構造設備)

第八十九条 法第四十二条の細胞培養加工施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 当該細胞培養加工施設において特定細胞加工物を製造するのに必要な設備及び器具を備えていること。
- 二 特定細胞加工物等及び資材の混同並びに汚染を防止し、円滑かつ適切な作業を行うのに支障のないよう配置されており、かつ、清掃及び保守が容易なものであること。
- 三 手洗設備及び更衣を行う場所、その他必要な衛生設備を有すること。
- 四 原料の受入れ、特定細胞加工物の保管等を行う区域は、特定細胞加工物の製造を行う他の区域から区分されていること。
- 五 原料の受入れ、特定細胞加工物の保管等を行う区域は、これらを行うために必要な構造及び設備を有すること。
- 六 作業所は、次に掲げる要件に適合するものであること。
 - イ 照明及び換気が適切であり、かつ、清潔であること。
 - ロ 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
 - ハ 作業を行うのに支障のない面積を有すること。
 - ニ 防じん、防虫及び防そのための構造又は設備を有すること。
 - ホ 廃水及び廃棄物の処理に要する設備又は器具を備えていること。
- 七 作業所のうち、作業室は、次に掲げる要件に適合するものであること。
 - イ 屋外に直接面する出入口（非常口を除く。）がないこと。ただし、屋外からの汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有している場合においては、この限りでない。
 - ロ 出入口及び窓は、閉鎖することができるものであること。
 - ハ 室内の排水設備は、作業室の汚染を防止するために必要な構造であること。
 - ニ 作業室の天井は、ごみの落ちるおそれのないような構造であること。
 - ホ 室内のパイプ、ダクト等の設備は、表面にこみがたまらないような構造であること。ただし、清掃が容易である場合においてはこの限りでない。
- 八 作業所のうち作業室又は作業管理区域（作業室及び廊下等から構成されていて、全体が同程度に清浄の維持ができるように管理される区域をいう。）は、温度及び必要に応じて湿度を維持管理できる構造及び設備を有すること。
- 九 作業所のうち、清浄度管理区域は、次に掲げる要件に適合するものであること。
 - イ 天井、壁及び床の表面は、なめらかでひび割れがなく、かつ、じんあいを発生しないものであること。また、清掃が容易で、消毒液等による噴霧洗浄に耐えるものであること。
 - ロ 設備及び器具は、滅菌又は消毒が可能なるものであること。
- 十 排水設備は、有害な廃水による汚染を防止するために適切な構造のものであること。
- 十一 排水口を設置していないこと。ただし、やむを得ないと認められる場合には、作業室の汚染を防止するために必要な構造であること。
- 十二 排水口を設置していないこと。
- 十三 排水口を設置していないこと。
- 十四 排水口を設置していないこと。
- 十五 排水口を設置していないこと。
- 十六 排水口を設置していないこと。
- 十七 排水口を設置していないこと。
- 十八 排水口を設置していないこと。
- 十九 排水口を設置していないこと。
- 二十 排水口を設置していないこと。
- 二十一 排水口を設置していないこと。
- 二十二 排水口を設置していないこと。
- 二十三 排水口を設置していないこと。
- 二十四 排水口を設置していないこと。
- 二十五 排水口を設置していないこと。
- 二十六 排水口を設置していないこと。
- 二十七 排水口を設置していないこと。
- 二十八 排水口を設置していないこと。
- 二十九 排水口を設置していないこと。
- 三十 排水口を設置していないこと。
- 三十一 排水口を設置していないこと。
- 三十二 排水口を設置していないこと。
- 三十三 排水口を設置していないこと。
- 三十四 排水口を設置していないこと。
- 三十五 排水口を設置していないこと。
- 三十六 排水口を設置していないこと。
- 三十七 排水口を設置していないこと。
- 三十八 排水口を設置していないこと。
- 三十九 排水口を設置していないこと。
- 四十 排水口を設置していないこと。
- 四十一 排水口を設置していないこと。
- 四十二 排水口を設置していないこと。
- 四十三 排水口を設置していないこと。
- 四十四 排水口を設置していないこと。
- 四十五 排水口を設置していないこと。
- 四十六 排水口を設置していないこと。
- 四十七 排水口を設置していないこと。
- 四十八 排水口を設置していないこと。
- 四十九 排水口を設置していないこと。
- 五十 排水口を設置していないこと。
- 五十一 排水口を設置していないこと。
- 五十二 排水口を設置していないこと。
- 五十三 排水口を設置していないこと。
- 五十四 排水口を設置していないこと。
- 五十五 排水口を設置していないこと。
- 五十六 排水口を設置していないこと。
- 五十七 排水口を設置していないこと。
- 五十八 排水口を設置していないこと。
- 五十九 排水口を設置していないこと。
- 六十 排水口を設置していないこと。
- 六十一 排水口を設置していないこと。
- 六十二 排水口を設置していないこと。
- 六十三 排水口を設置していないこと。
- 六十四 排水口を設置していないこと。
- 六十五 排水口を設置していないこと。
- 六十六 排水口を設置していないこと。
- 六十七 排水口を設置していないこと。
- 六十八 排水口を設置していないこと。
- 六十九 排水口を設置していないこと。
- 七十 排水口を設置していないこと。
- 七十一 排水口を設置していないこと。
- 七十二 排水口を設置していないこと。
- 七十三 排水口を設置していないこと。
- 七十四 排水口を設置していないこと。
- 七十五 排水口を設置していないこと。
- 七十六 排水口を設置していないこと。
- 七十七 排水口を設置していないこと。
- 七十八 排水口を設置していないこと。
- 七十九 排水口を設置していないこと。
- 八十 排水口を設置していないこと。
- 八十一 排水口を設置していないこと。
- 八十二 排水口を設置していないこと。
- 八十三 排水口を設置していないこと。
- 八十四 排水口を設置していないこと。
- 八十五 排水口を設置していないこと。
- 八十六 排水口を設置していないこと。
- 八十七 排水口を設置していないこと。
- 八十八 排水口を設置していないこと。
- 八十九 排水口を設置していないこと。
- 九十 排水口を設置していないこと。
- 九十一 排水口を設置していないこと。
- 九十二 排水口を設置していないこと。
- 九十三 排水口を設置していないこと。
- 九十四 排水口を設置していないこと。
- 九十五 排水口を設置していないこと。
- 九十六 排水口を設置していないこと。
- 九十七 排水口を設置していないこと。
- 九十八 排水口を設置していないこと。
- 九十九 排水口を設置していないこと。
- 百 排水口を設置していないこと。

十二 作業所のうち、無菌操作を行う区域は、フィルターにより処理された清浄な空気を供し、かつ、適切な差圧管理を行うために必要な構造及び設備を有すること。ただし、無菌操作が閉鎖式操作で行われ無菌性が確保できる場合は、この限りではない。

十三 作業所のうち、病原性を持つ微生物等を取り扱う区域は、適切な陰圧管理を行うために必要な構造及び設備を有すること。

十四 無菌操作等区域で使用した器具の洗浄、消毒及び滅菌のための設備並びに廃液等の処理のための設備を有すること。

十五 空気処理システムは、微生物等による特定細胞加工物等の汚染を防止するために適切な構造のものであること。

十六 配管、バルブ及びベント・フィルターは、使用の目的に応じ、容易に清掃又は滅菌ができる構造のものであること。

十七 製造又は試験検査に使用する動物（ドナー動物を含む。以下「使用動物」という。）を管理する施設は、次に定めるところに適合するものであること。

イ 使用動物を検査するための区域は、他の区域から隔離されていること。

ロ 害虫の侵入のおそれのない飼料の貯蔵設備を有していること。

ハ 製造に使用する動物の飼育室と試験検査に使用する動物の飼育室をそれぞれ有していること。

ニ 使用動物の飼育室は、他の区域と空気処理システムが別系統にされていること。ただし、野外での飼育が適当と認められる動物については、この限りでない。

ホ 使用動物に抗原等を接種する場合には、接種室を有していること。この場合、接種室は動物の剖検室と分離されていること。

十八 特定細胞加工物等及び資材を区分して、衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。

十九 貯蔵設備は、恒温装置、温度計その他必要な計器を備えたものであること。

二十 次に掲げる試験検査の設備及び器具を備えていること。ただし、当該特定細胞加工物製造事業者の他の試験検査設備又は他の試験検査機関を利用して自己の責任において当該試験検査を行う場合であつて、支障がないと認められるときは、この限りでない。

イ 密封状態検査を行う必要がある場合には、密封状態検査の設備及び器具

ロ 異物検査の設備及び器具

ハ 特定細胞加工物等及び資材の理化学試験の設備及び器具

ニ 無菌試験の設備及び器具

ホ 発熱性物質試験を行う必要がある場合には、発熱性物質試験の設備及び器具

ヘ 生物学的試験を行う必要がある場合には、生物学的試験の設備及び器具

(施設管理者の基準)

第九十条 法第四十三条の厚生労働省令で定める基準は、特定細胞加工物に係る生物学的知識を有する者であることとする。

2 施設管理者は、細胞培養加工施設ごとに一名置かなければならない。

(特定細胞加工物製造事業者の遵守事項)

第九十一条 法第四十四条の厚生労働省令で定める特定細胞加工物製造事業者の遵守事項は、次条から第九十条までに定めるところによる。

(品質リスクマネジメント)

第九十二条 特定細胞加工物製造事業者は、製造管理及び品質管理を行う際に、品質リスクマネジメント（特定細胞加工物の品質に対するリスクについて適切な手続に従い評価、管理等を行うことをいう。）の活用を考慮するものとする。

(製造部門及び品質部門)
第九十二条 特定細胞加工物製造事業者は、細胞培養加工施設ごとに、施設管理者の監督の下に、製造管理に係る部門(以下「製造部門」という。)及び品質管理に係る部門(以下「品質部門」という。)を置かなければならない。

2 品質部門は、製造部門から独立していなければならない。

(施設管理者)

第九十四条 施設管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 製造管理及び品質管理に係る業務(以下「製造・品質管理業務」という。)を統括し、その適正かつ円滑な実施を図られるよう管理監督すること。

二 品質不良その他特定細胞加工物の品質に重大な影響が及ぶおそれがある場合においては、所要の措置が速やかに採られていること及びその進捗状況を確認し、必要に応じ、再生医療等提供機関の医師又は歯科医師へ報告し、得られた指示に基づき、改善等所要の措置を採るよう指示すること。

2 特定細胞加工物製造事業者は、施設管理者が業務を行う際に支障を生ずることがないようにしなければならない。

(職員)

第九十五条 特定細胞加工物製造事業者は、製造・品質管理業務を適正かつ円滑に実施し得る能力を有する責任者(以下「業務責任者」という。)を、細胞培養加工施設の組織、規模及び業務の種類等に応じ、適切に置かなければならない。

2 特定細胞加工物製造事業者は、細胞培養加工施設の組織、規模及び業務の種類等に応じ、適切な人数の業務責任者を配置しなければならない。

3 特定細胞加工物製造事業者は、製造・品質管理業務を適切に実施し得る能力を有する人員を十分に確保しなければならない。

4 特定細胞加工物製造事業者は、製造・品質管理業務に従事する職員(施設管理者及び業務責任者を含む。)の責務及び管理体制を文書により適切に定めなければならない。

(特定細胞加工物標準書)

第九十六条 特定細胞加工物製造事業者は、特定細胞加工物ごとに、次に掲げる事項について記載した特定細胞加工物標準書を当該特定細胞加工物の製造に係る細胞培養加工施設ごとに作成し、保管するとともに、品質部門の承認を受けるものとしなければならない。

一 特定細胞加工物概要書記載事項

二 製造手順(前号に掲げる事項を除く。)

三 品質に関する事項(前二号に掲げる事項を除く。)

四 その他所要の事項(手順書等)

第九十七条 特定細胞加工物製造事業者は、細胞培養加工施設ごとに、構造設備の衛生管理、職員の衛生管理その他必要な事項について記載した衛生管理基準書を作成し、これを保管しなければならない。

2 特定細胞加工物製造事業者は、細胞培養加工施設ごとに、特定細胞加工物等の保管、製造工程の管理その他必要な事項について記載した製造管理基準書を作成し、これを保管しなければならない。

3 特定細胞加工物製造事業者は、細胞培養加工施設ごとに、検体の採取方法、試験検査結果の判定方法その他必要な事項を記載した品質管理基準書を作成し、これを保管しなければならない。

4 特定細胞加工物製造事業者は、前三項に定めるもののほか、製造管理及び品質管理を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる手順に関する文書(以下「手順書」という。)を細胞培養加工施設ごとに作成し、これを保管しなければならない。

- 一 細胞培養加工施設からの特定細胞加工物の提供の管理に関する手順
- 二 第二百一条の検証又は確認に関する手順

三 特定細胞加工物の品質の照査に関する手順

四 第四十条の変更の管理に関する手順

五 第五十条の逸脱の管理に関する手順

六 品質等に関する情報及び品質不良等の処理に関する手順

七 重大事態報告等に関する手順

八 自己点検に関する手順

九 教育訓練に関する手順

十 文書及び記録の管理に関する手順

十一 その他製造管理及び品質管理を適正かつ円滑に実施するために必要な手順

5 特定細胞加工物製造事業者は、特定細胞加工物標準書、衛生管理基準書、製造管理基準書、品質管理基準書及び手順書(以下「手順書等」と総称する。)を細胞培養加工施設に備え付けなければならない。

(特定細胞加工物の内容に応じた構造設備)

第九十八条 細胞培養加工施設の構造設備は、製造する特定細胞加工物の内容に応じ、適切なものでなければならない。

(製造管理)

第九十九条 特定細胞加工物製造事業者は、製造部門に、手順書等に基づき、次に掲げる製造管理に係る業務を適切に行わなければならない。

一 製造工程における指示事項、注意事項その他必要な事項を記載した製造指図書を作成し、これを保管すること。

二 製造指図書に基づき特定細胞加工物を製造すること。

三 特定細胞加工物の製造に関する記録をロットごと(ロットを構成しない特定細胞加工物については製造番号ごと。以下同じ。)に作成し、これを保管すること。

四 特定細胞加工物の資材についてロットごとにそれが適正である旨を確認するとともに、その結果に関する記録を作成し、これを保管すること。

五 特定細胞加工物等についてはロットごとに、資材については管理単位ごとに適正に保管し、出納を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

六 構造設備の清浄を確認するとともに、その結果に関する記録を作成し、これを保管すること。

七 構造設備を定期的に点検整備するとともに、その記録を作成し、これを保管すること。また、計器の校正を適切に行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

八 製造、保管及び出納並びに衛生管理に関する記録により製造管理が適切に行われていることを確認し、その結果を品質部門に対して文書により報告すること。

九 作業室又は作業管理区域については、製造する特定細胞加工物の種類、構造、特性、製造工程及び当該作業室又は作業管理区域で行う作業内容等に応じて、清浄の程度等作業環境の管理の程度を適切に設定し、管理すること。

十 特定細胞加工物等及び資材については、製造する特定細胞加工物の種類、構造、特性及び製造工程等に応じて、微生物等の数等必要な管理項目を適切に設定し、管理すること。

十一 製造工程において、特定細胞加工物等及び資材の微生物等による汚染等を防止するために必要な措置を採ること。

十二 製造する特定細胞加工物の種類、構造、特性及び製造工程等に応じて、特定細胞加工物の微生物等による汚染を回避するために重要な工程等については、工程管理のために必要な管理値を適切に定め、管理すること。

十三 製造用水については、その用途に応じ、所要の微生物学的項目及び物理化学的項目に係る管理値を適切に定め、管理すること。

十四 製造工程において、特定細胞加工物等に含まれる微生物等を不活化し、又は除去する場合において、当該不活化又は除去が行われていない特定細胞加工物等による汚染を防止するために必要な措置を採ること。

十五 製造工程において、培養槽中に連続的に培地を供給し、かつ、連続的に培養液を排出させる培養方式を用いる場合には、培養期間中の当該培養槽における培養条件を維持するために必要な措置を採ること。

十六 微生物等により汚染された全ての物品（製造の過程において汚染されたものに限る。）等を、保健衛生上の支障が生ずるおそれのないように処置すること。

十七 製造に使用する細胞の株の取扱いについて、次に掲げる事項に関する記録を作成し、これを保管すること。

イ 細胞の株の名称及び容器ごとに付された番号

ロ 譲受けの年月日並びに相手方の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び所在地）

ハ 生物学的性状及びその検査年月日

ニ 継代培養の状況

十八 特定細胞加工物の製造に使用する生物（植物を除く。）に由来する原料（以下「特定細胞加工物生物由来原料」という。）については、当該特定細胞加工物生物由来原料が当該特定細胞加工物の特定細胞加工物標準書に照らして適切なものであることを確認するとともに、その結果に関する記録を作成し、これを保管すること。

十九 第八号及び前号の記録を、製造する特定細胞加工物のロットごとに作成し、これを保管すること。

二十 異なる細胞提供者又はドナー動物から採取した細胞を取り扱う場合においては、当該細胞の混同及び交差汚染を防止するために必要な措置を採ること。

二十一 再生医療等に用いる細胞について、受入れ時に、次に掲げる事項に関する記録により、当該特定細胞加工物の特定細胞加工物標準書に照らして適切なものであることを確認するとともに、その結果に関する記録を作成し、これを保管すること。

イ 当該細胞の提供又は動物の細胞の採取が行われた施設

ロ 当該細胞の提供又は動物の細胞の採取が行われた年月日

ハ 当該細胞が人に係るものである場合においては、ドナースクリーニング（細胞提供者について、問診、検査等による診断を行い、再生医療等に用いる細胞を提供するにつき十分な適格性を有するかどうかを判定することという。）のための細胞提供者の問診、検査等による診断の状況

ニ 当該細胞が動物に係るものである場合においては、ドナー動物の受入れの状況並びにドナースクリーニング（ドナー動物について、試験検査及び飼育管理を行い、再生医療等に用いる細胞を提供するにつき十分な適格性を有するかどうかを判定することという。）のためのドナー動物の試験検査及び飼育管理の状況

ホ 当該細胞の提供又は動物の細胞の採取に係る作業の経過

ト イからへまでに掲げるもののほか、特定細胞加工物の品質の確保に関し必要な事項

二十二 ドナー動物から細胞を採取する場合においては、採取の過程における微生物等による汚染を防止するために必要な措置を採るとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管すること。

二十三 特定細胞加工物について、特定細胞加工物ごとに、当該特定細胞加工物の提供先の施設を、提供日及びロットを把握するとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

二十四 輸送について、特定細胞加工物の品質の確保のために必要な措置を採るとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管すること。

二十五 第二十一号から前号までの記録を、ロット（第二十三号の記録にあつては、特定細胞加工物）ごとに作成し、これを保管すること。

二十六 次に定めるところにより、職員の衛生管理を行うこと。

イ 製造作業に従事する職員以外の者の作業所への立入りをできる限り制限すること。

ロ 現に作業が行われている清浄度管理区域又は無菌操作等区域への職員の立入りをできる限り制限すること。

八 人若しくは動物の細胞又は微生物等の培養その他の加工等（その製造工程において現に原料等として使用されているものを除く。）に係る作業に従事する職員による汚染の防止のための厳重な手順を定め、これを遵守する場合を除き、特定細胞加工物の作業室又は作業管理区域に立入りさせないこと。

二 製造作業に従事する職員を、使用動物（その製造工程において現に使用されているものを除く。）の管理に係る作業に従事させないこと。

二十七 次に定めるところにより、清浄度管理区域又は無菌操作等区域で作業する職員の衛生管理を行うこと。

イ 製造作業に従事する職員に、消毒された作業衣、作業用のはき物、作業帽、作業マスク及び作業手袋を着用させること。

ロ 製造作業に従事する職員が清浄度管理区域又は無菌操作等区域へ立ち入る際には、当該区域の管理の程度に応じて、更衣等を適切に行わせること。

ハ 職員が特定細胞加工物等を微生物等により汚染するおそれのある疾病にかかっていることを確認するために、職員に対し、定期的に健康診断を行うこと。

ニ 職員が特定細胞加工物等を微生物等により汚染するおそれのある健康状態にある場合（皮膚若しくは毛髪に感染症若しくは風邪にかかっている場合、負傷している場合又は下痢若しくは原因不明の発熱等の症状を呈している場合を含む。）においては、当該職員を清浄度管理区域又は無菌操作等区域における作業に従事させないこと。

ホ 職員が細胞の採取又は加工の直前に細胞を汚染するおそれのある微生物等を取り扱っている場合においては、当該職員を清浄度管理区域又は無菌操作等区域における作業に従事させないこと。

へ 前号及びイからホまでの記録を作成し、これを保管すること。

二十八 その他製造管理のために必要な業務

2 前項に規定する特定細胞加工物に係る記録は、製造に使用した特定細胞加工物生物由来原料に関する記録から当該特定細胞加工物生物由来原料を使用して製造された特定細胞加工物に関する記録までの一連のものを適切に確認できるように保管されなければならない。

（品質管理）
第百条 特定細胞加工物製造事業者は、品質部門に、手順書等に基づき、次に掲げる特定細胞加工物の品質管理に係る業務を計画的かつ適切に行わせなければならない。

一 特定細胞加工物等についてはロットごとに、資材については管理単位ごとに試験検査を行うのに必要な検体を採取するとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

二 採取した検体について、ロットごと又は管理単位ごとに試験検査（当該特定細胞加工物製造事業者の他の試験検査設備又は他の試験検査機関を利用して自己の責任において行う試験検査であつて、当該利用につき支障がないと認められるものを含む。以下同じ。）を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

三 試験検査に関する設備及び器具を定期的に点検整備するとともに、その記録を作成し、これを保管すること。また、試験検査に関する計器の校正を適切に行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

四 第二号の試験検査の結果の判定を行い、その結果を製造部門に対して文書により報告すること。

五 検体の混同及び交差汚染を防止するために、検体を適切な識別表示により区分すること。

六 品質管理上重要であり、かつ、特定細胞加工物では実施することができない試験検査については、製造工程の適切な段階で実施すること。

七 微生物等により汚染された全ての物品試験検査の過程において汚染されたものに限る。）等を、保健衛生上の支障が生ずるおそれのないように処置すること。

八 試験検査に細胞の株を使用する場合には、次に掲げる事項に関する記録を作成し、これを保管すること。

イ 細胞の株の名称及び容器ごとに付された番号

ロ 譲受けの年月日並びに相手方の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び所在地）

ハ 生物学的性状及びその検査年月日

ニ 継代培養の状況

九 試験検査結果の記録を、製造する特定細胞加工物のロットごとに作成し、これを保管すること。
 十 ドナー動物の受入れ時及び受入れ後の試験検査を行うことその他必要な業務を自ら行い、又は当該業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせること。
 十一 前号に規定する業務の記録を作成し、これを保管すること。
 十二 その他の品質管理のために必要な業務

2 前項に規定する特定細胞加工物に係る記録は、製造に使用した特定細胞加工物生物由来原料に関する記録から当該特定細胞加工物生物由来原料を使用し製造された特定細胞加工物に関する記録までの一連のものを適切に確認できるように保管されなければならない。

3 特定細胞加工物製造事業者は、品質部門に、手順書等に基づき、前項第一号の規定により製造部門から報告された製造管理に係る確認の結果をロットごとに確認させなければならない。

（特定細胞加工物の取扱い）
 第百一条 特定細胞加工物製造事業者は、品質部門に、手順書等に基づき、製造管理及び品質管理の結果を適切に評価し、その結果を踏まえ、製造した特定細胞加工物の取扱いについて決定する業務を行わせなければならない。

2 前項の業務を行う者は、当該業務を適正かつ円滑に実施し得る能力を有する者でなければならない。
 3 特定細胞加工物製造事業者は、第一項の業務を行う者が当該業務を行う際に支障が生ずることがないようにしなければならない。

（検証又は確認）

第百二条 特定細胞加工物製造事業者は、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。この場合において、特定細胞加工物製造事業者は、必要に応じ、再生医療等提供機関の医師又は歯科医師の指示を受けるものとする。

一 次に掲げる場合において細胞培養加工施設の構造設備並びに手順、工程その他の製造管理及び品質管理の方法（以下「製造手順等」という。）が期待される結果を与えることを検証し、これを文書とすること又は製造手順等が期待される結果を与えたことを確認し、これを文書とすること。
 イ 当該細胞培養加工施設において新たに特定細胞加工物の製造を開始する場合
 ロ 製造手順等に特定細胞加工物の品質に大きな影響を及ぼす変更がある場合

ハ その他特定細胞加工物の製造管理及び品質管理を適切に行うために必要と認められる場合
 二 前号の検証又は確認の計画及び結果を品質部門に対して文書により報告すること。

2 特定細胞加工物製造事業者は、前項第一号の検証又は確認の結果に基づき、製造管理又は品質管理に關し改善が必要な場合においては、所要の措置を採るとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管しなければならない。

（特定細胞加工物の品質の照査）

第百三条 特定細胞加工物製造事業者は、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。

一 製造工程の一貫性及び特定細胞加工物等の規格の妥当性について検証することを目的として、定期的に又は随時、特定細胞加工物の品質の照査を行うこと。
 二 前号の照査の結果を品質部門に対して文書により報告し、確認を受けること。

2 特定細胞加工物製造事業者は、品質部門に、手順書等に基づき、前項第二号の確認の記録を作成させ、保管させるとともに、施設管理者に対して文書により適切に報告させなければならない。

3 特定細胞加工物製造事業者は、第一項第一号の照査の結果に基づき、製造管理若しくは品質管理に關し改善が必要な場合又は前条第一項第一号の検証若しくは確認を行うことが必要な場合においては、必要に応じて再生医療等提供機関の医師又は歯科医師の指示を受け、所要の措置を採るとともに、当該措置に関する記録を作成し、これを保管しなければならない。

（変更の管理）

第百四条 特定細胞加工物製造事業者は、製造手順等について、特定細胞加工物の品質に影響を及ぼすおそれのある変更を行う場合においては、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。この場合において、特定細胞加工物製造事業者は、必要に応じ、再生医療等提供機関の医師又は歯科医師の指示を受けるものとする。

一 当該変更による特定細胞加工物の品質への影響を評価し、その評価の結果をもとに変更を行うことについて品質部門の承認を受けるとともに、その記録を作成し、これを保管すること。
 二 前号の規定により品質部門の承認を受けて変更を行うときは、関連する文書の改訂、職員の教育訓練その他所要の措置を採ること。

2 特定細胞加工物製造事業者は、品質部門に、手順書等に基づき、前項第一号の確認の記録を作成させ、保管させるとともに、施設管理者に対して文書により適切に報告させなければならない。

3 特定細胞加工物製造事業者は、前項の報告を受けた施設管理者に、当該報告の内容について、当該製造した特定細胞加工物の提供先の再生医療等提供機関に対して報告させなければならない。

（逸脱の管理）

第百五条 特定細胞加工物製造事業者は、製造手順等からの逸脱（以下単に「逸脱」という。）が生じた場合においては、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。この場合において、特定細胞加工物製造事業者は、必要に応じ、再生医療等提供機関の医師又は歯科医師の指示を受けるものとする。

一 逸脱の内容を記録すること。
 二 重大な逸脱が生じた場合においては、次に掲げる業務を行うこと。
 イ 逸脱による特定細胞加工物の品質への影響を評価し、所要の措置を採ること。
 ロ イに規定する評価の結果及び措置について記録を作成し、保管するとともに、品質部門に対して文書により報告すること。

ハ 口の規定により報告された評価の結果及び措置について、品質部門の確認を受けること。
 2 特定細胞加工物製造事業者は、品質部門に、手順書等に基づき、前項第二号ハにより確認した記録を作成させ、保管させるとともに、同号ロの記録とともに、施設管理者に対して文書により適切に報告させなければならない。

3 特定細胞加工物製造事業者は、前項の報告を受けた施設管理者に、当該報告の内容について、当該特定細胞加工物製造事業者が製造した特定細胞加工物の提供先の再生医療等提供機関に対して報告させなければならない。

（品質等に関する情報及び品質不良等の処理）

第百六条 特定細胞加工物製造事業者は、特定細胞加工物に係る品質等に関する情報（以下「品質情報」という。）を得たときは、その品質情報に係る事項が当該細胞培養加工施設に起因するものであることが明らかでない場合を除き、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。この場合において、特定細胞加工物製造事業者は、必要に応じ、再生医療等提供機関の医師又は歯科医師の指示を受けるものとする。

一 当該品質情報に係る事項の原因を究明し、製造管理又は品質管理に關し改善が必要な場合においては、所要の措置を採ること。
 二 当該品質情報の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した記録を作成し、保管するとともに、品質部門に対して文書により速やかに報告すること。

三 前号の報告について、品質部門の確認を受けること。
 2 特定細胞加工物製造事業者は、前項第三号の確認により品質不良又はそのおそれが判明した場合には、品質部門に、手順書等に基づき、当該事項を施設管理者に対して文書により報告させなければならない。

3 特定細胞加工物製造事業者は、前項の報告を受けた施設管理者に、当該報告の内容について、当該特定細胞加工物製造事業者が製造した特定細胞加工物の提供先の再生医療等提供機関に対して報告させなければならない。

(重大事態報告等)

第七十条 特定細胞加工物製造事業者は、特定細胞加工物の安全性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがある事態が生じた場合には、必要な措置を講じるとともに、その旨を速やかに当該特定細胞加工物製造事業者が製造した特定細胞加工物の提供先の再生医療等提供機関及び厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 前項の措置に係る特定細胞加工物を保管する場合には、当該特定細胞加工物を区分して一定期間保管した後、適切に処理しなければならない。

(自己点検)

第八十条 特定細胞加工物製造事業者は、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。

- 一 当該細胞培養加工施設における特定細胞加工物の製造管理及び品質管理について定期的に自己点検を行うこと。
- 二 自己点検の結果を施設管理者に対して文書により報告すること。
- 三 自己点検の結果の記録を作成し、これを保管すること。

2 特定細胞加工物製造事業者は、前項第一号の自己点検の結果に基づき、製造管理又は品質管理に開し改善が必要な場合においては、所要の措置を採るとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管すること。

(教育訓練)

第九十条 特定細胞加工物製造事業者は、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。

- 一 製造・品質管理業務に従事する職員に対して、製造管理及び品質管理に関する必要な教育訓練を計画的に実施すること。
- 二 製造又は試験検査に従事する職員に対して、特定細胞加工物の製造のために必要な衛生管理、微生物学、医学その他必要な教育訓練を実施すること。
- 三 清浄度管理区域及び無菌操作等区域等での作業に従事する職員並びに特定細胞加工物の製造に使用する人若しくは動物の細胞又は微生物等の培養その他の加工等に係る作業に従事する職員に対して、微生物等による汚染を防止するために必要な措置に関する教育訓練を実施すること。
- 四 教育訓練の実施状況を施設管理者に対して文書により報告すること。
- 五 教育訓練の実施の記録を作成し、これを保管すること。

第十十条 特定細胞加工物製造事業者は、第四章に規定する文書及び記録について、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる事項を行わせなければならない。

- 一 文書を作成し、又は改訂する場合には、手順書等に基づき、承認、配付、保管等を行うこと。
- 二 手順書等を作成し、又は改訂する場合には、当該手順書等にその日付を記載するとともに、それ以前の改訂に係る履歴を保管すること。
- 三 第四章に規定する文書及び記録を、作成の日(手順書等については使用しなくなった日)から次に掲げる期間(教育訓練に係る記録にあつては、五年間)保管すること。
- イ 指定再生医療等製品の原料と類似の原料からなる特定細胞加工物にあつては、三十年間
- ロ イに規定する特定細胞加工物以外の特定細胞加工物にあつては、十年間

(特定細胞加工物の製造に関する事項)

第十一十条 法第四十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 製造をした特定細胞加工物の種類
- 二 特定細胞加工物の提供先の再生医療等提供機関の名称及び住所
- 三 委託を受けて製造をした場合には、委託元及び委託業務の内容
- 四 再生医療等に用いる細胞の種類

五 再生医療等に用いる細胞の提供が行われた医療機関等の名称及び細胞の提供が行われた年月日

六 再生医療等に用いる細胞が適切なものであることを検査等により確認した結果

七 特定細胞加工物の製造の経過

八 特定細胞加工物が再生医療等に用いるために適切なものであることを検査等により確認した結果

九 特定細胞加工物の輸送の方法及び輸送業者

十 特定細胞加工物の提供日

2 特定細胞加工物製造事業者は、法第四十五条の記録を、次に掲げる期間、保存しなければならない。

い。

- 一 指定再生医療等製品の原料と類似の原料からなる特定細胞加工物に係る記録にあつては、その提供日から起算して少なくとも三十年間
- 二 前号に掲げる特定細胞加工物以外の特定細胞加工物に係る記録にあつては、その提供日から起算して少なくとも十年間

(定期報告)

第十一十二条 法第四十六条の規定に基づき、特定細胞加工物の製造の状況について、次に掲げる事項を報告しなければならない。

- 一 特定細胞加工物の製造件数
- 二 苦情の処理状況
- 三 特定細胞加工物の提供先の再生医療等提供機関から第十七条第四項第一号の規定により通知を受けた疾病等の発生に係る次に掲げる情報
 - イ 疾病等の発生があつた年月日
 - ロ 疾病等の発生に対する措置状況
- 四 特定細胞加工物製造業者による対策等

2 前項の報告は、法第三十五条第一項の規定による許可又は法第三十九条第一項の規定による認定を受けた日若しくは法第四十条第一項の規定による届出をした日から起算して、一年ごとに、当該期間満了後六十日以内に行なわなければならない。

第五章 監督

(身分を示す証明書)

第十三条 法第二十四条第三項(法第五十二条第三項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、様式第三十によるものとする。

(報告)

第十四条 厚生労働大臣は、法第二十四条第一項の規定により、提供機関管理者若しくは開設者医療法第五条第一項に規定する医師又は歯科医師を含む。以下この条において同じ。)に対して、必要な報告をさせるとき、法第二十四条第二項の規定により、医療機関の管理者若しくは開設者に対して必要な報告をさせるとき、法第三十一条の規定により、認定委員会の設置者に対して、報告を求めるとき、法第五十条第一項第一号の規定により、法第三十九条第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)に対して、必要な報告を求めるとき、法第五十二条第一項の規定により、許可事業者若しくは届出事業者に対し、必要な報告をさせるとき又は法第五十二条第二項の規定により、特定細胞加工物を製造する者に対し、必要な報告をさせるときは、その理由を通知するものとする。

(機構による認定事業者に対する検査又は質問の結果の通知)

第十五条 法第五十条第三項の規定による通知は、様式第三十一による通知書により行うものとする。

(機構による許可事業者又は届出事業者に対する立入検査等の結果の通知)

第十六条 法第五十三条第二項の規定による通知は、様式第三十二による通知書により行うものとする。

(機構の職員の身分を示す証明書)

第十七条 法第五十三条第三項の身分を示す証明書は、様式第三十三によるものとする。

第六章 雑則

(権限の委任)

第百十八条 法第五十六條第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第六号、第七号、第十二号から第十四号まで及び第二十号から第二十二号までに掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第四條第一項に規定する権限(第二種再生医療等及び第三種再生医療等に係るものに限る。)
二 法第五條第一項及び第三項に規定する権限(第二種再生医療等及び第三種再生医療等に係るものに限る。)

三 法第六條に規定する権限(第二種再生医療等及び第三種再生医療等に係るものに限る。)

四 法第十八條に規定する権限(第二種再生医療等及び第三種再生医療等に係るものに限る。)

五 法第二十一條第一項に規定する権限(第二種再生医療等及び第三種再生医療等に係るものに限る。)

六 法第二十三條に規定する権限

七 法第二十四條第一項及び第二項に規定する権限

八 法第二十六條第一項、第二項及び第四項(これらの規定を法第二十七條第三項において準用する場合を含む。)並びに第五項(法第二十七條第五項において準用する場合を含む。)に規定する権限(特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。)

九 法第二十七條第一項、第二項及び第四項に規定する権限(特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。)

十 法第二十八條第三項に規定する権限(特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。)

十一 法第三十條第一項及び第二項に規定する権限(特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。)

十二 法第三十一條に規定する権限(特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。)

十三 法第三十二條第一項及び第二項に規定する権限(特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。)

十四 法第三十三條第一項及び第二項に規定する権限(特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。)

十五 法第三十五條第一項及び第二項から第五項まで(これらの規定を法第三十六條第二項において準用する場合を含む。)に規定する権限

十六 法第三十七條に規定する権限

十七 法第四十條第一項及び第三項に規定する権限

十八 法第四十一條に規定する権限

十九 法第四十六條に規定する権限

二十 法第四十八條第一項及び第二項に規定する権限

二十一 法第四十九條に規定する権限
二十二 法第五十一條に規定する権限
二十三 法第五十二條第一項及び第二項に規定する権限
二十四 法第五十六條及び第五十七條第一項及び第二項(特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。)、第七十六條第一項、第七十七條第一項及び第三項並びに第七十七條第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

(邦文記載)
第百十九條 厚生労働大臣又は機構に提出する計画、申請書、届書その他の書類は、邦文で記載されなければならない。ただし、特別の事情により邦文をもって記載することができない書類であつて、その翻訳文が添付されているものについては、この限りでない。

(フレキシブルディスクによる手続)
第百二十條 次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスクその他これに準ずる物として厚生労働大臣が定めたるもの並びに提出を行う者、申請者又は届出をする者の氏名及び住所並びに提出、申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類(次項において「フレキシブルディスク等」という。)をもってこれらの書類に代えることができる。

第二十七條第一項	様式第一による計画
第二十八條	様式第二による届書
第三十條	様式第三による届書
第三十一條	様式第四による届書
第四十三條第一項	様式第五による申請書
第五十一條	様式第七による申請書
第五十三條	様式第八による届書
第五十五條第一項	様式第九による届書
第五十六條	様式第十による申請書
第五十七條第一項	様式第十一による申請書
第五十八條第一項	様式第十二による申請書
第五十九條第一項	様式第十三による申請書
第七十二條第一項	様式第十四による申請書
第七十五條	様式第十六による届書
第七十六條第一項(第八十四條において準用する場合を含む。)	様式第十七による申請書
第七十七條第一項(第八十四條において準用する場合を含む。)	様式第十八による申請書
第七十八條第一項	様式第十九による申請書
第八十一條第二項	様式第二十による申請書
第八十三條第一項	様式第二十二による申請書
第八十四條において準用する第七十五條	様式第二十四による届書
第八十四條において準用する第七十八條	様式第二十五による申請書
第八十四條において準用する第八十一條第二項	様式第二十六による申請書
第八十五條第一項	様式第二十七による届書
第八十七條	様式第二十八による届書
第八十八條	様式第二十九による届書

2 前項の規定により同項の表の下欄に掲げる書類に代えてフレキシブルディスク等が提出される場合においては、当該フレキシブルディスク等は当該書類とみなす。

(フレキシブルディスクの構造)

第二百一十二条 前条第一項のフレキシブルディスクは、日本工業規格×六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

(フレキシブルディスクへの記録方式)

第二百一十二条 第二百一十條第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格×六二二四号又は日本工業規格×六二二五号に規定する方式

二 ボリネーム及びファイル構成については、日本工業規格×〇六〇五号に規定する方式

(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)

第二百一十三条 第二百一十條第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格×六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一 提出者、申請者又は届出をする者の氏名

二 提出年月日、申請年月日又は届出年月日

(電子情報処理組織による手続)

第二百一十四条 法第四条第三項(法第五条第二項において準用する場合を含む)、法第二十六条第三項(法第二十七条第三項及び第二十八条第六項において準用する場合を含む)及び法第三十五条第一項(法第三十六条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む)の規定による書類の添付は電子情報処理組織(厚生労働省の使用に係る電子計算機と、同条の規定による添付をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいふ)を用いて入力し、送信することをもってこれらの書類に代えることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法令は、法の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

(保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する法令の一部改正)

第二条 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する法令(昭和二十二年厚生省令第十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(裏面)及び第二号(裏面)を次のように改める。

(裏 面)

記入上の注意

- 1. 標題並びに①、②、④、⑤及び⑥の欄は、該当の文字を○で囲むこと。
ただし、⑤の欄については、平成18年10月1日前にした行為により罰金又は禁錮以上の刑に処せられた場合は、無を○で囲むこと。
- 2. 開設者が管理者又は管理薬剤師であるときは、②の欄に斜線を引くこと。
- 3. ③の欄は、病院又は診療所に限り、その標榜する診療科名を記入すること。
- 4. ⑤の欄に有と○で囲んだ場合は、該当する法律名を記載すること。
また、内容欄に非該当となる年月日を記入すること。
健康保険法第65条第3項第3号の場合の該当法律
・健康保険法 ・国民健康保険法

- ・船員保険法 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- ・医師法 ・薬剤師法
- ・歯科医師法 ・地方公務員等共済組合法
- ・保健師助産師看護師法 ・高齢者の医療の確保に関する法律
- ・医療法 ・再生医療等の安全性の確保等に関する法律
- ・国家公務員共済組合法

同項第5号の場合の該当法律

- ・健康保険法 ・船員保険法
- ・国民健康保険法 ・高齢者の医療の確保に関する法律
- ・地方公務員等共済組合法 ・私立学校教職員共済法
- ・厚生年金保険法 ・国民年金法

- 5. ⑥及び⑦の欄は、病院又は療養病床を有する診療所に限り記入すること。
- 6. ⑦の欄の特別の療養環境に係る病床とは、その利用について法律の規定に基づく費用の額を超える金額の支払いを受ける病床をいうものであること。
の欄には、記入しないこと。

備 考 この用紙は、A列4番とすること。(裏 面)

記入上の注意

- 1. ①、②、③及び④の欄は、該当の文字を○で囲むこと。
ただし、④の欄については、平成18年10月1日前にした行為により罰金又は禁錮以上の刑に処せられた場合は、無を○で囲むこと。
 - 2. ③の欄は、健康保険の診療又は調剤に従事する病院若しくは診療所又は薬局が2以上あるときは、主として従事するものについて記入し、医師にあっては、その担当診療科名を記入すること。
 - 3. ④の欄に有と○で囲んだ場合は、該当する法律名を記載すること。
また、内容欄に非該当となる年月日を記入すること。
健康保険法第71条第2項第2号の場合の該当法律
・健康保険法 ・国民健康保険法
 - ・船員保険法 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
 - ・医師法 ・薬剤師法
 - ・歯科医師法 ・地方公務員等共済組合法
 - ・保健師助産師看護師法 ・高齢者の医療の確保に関する法律
 - ・医療法 ・再生医療等の安全性の確保等に関する法律
 - ・国家公務員共済組合法
- の欄には、記入しないこと。
- 備 考 この用紙は、A列4番とすること。

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第二条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。別表第一表一に次のように加える。

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百十号)	第三十四条第二項の規定による法第十六条第一項に規定する記録、再生医療等提供計画、同意に係る文書及び特定細胞加工物概要書の保存
第六十七條第二項の規定による帳簿の保存	
第七十一条第二項の規定による審査等業務に係る再生医療等提供計画及び同条第一項の記録の保存	
第九十七條第五項の規定による手順書等の備付け	
第一百十條第三号の規定による記録の保管	
第一百十一條第二項の規定による記録の保存	

別表第一に次のように加える。

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則	第八條第一項の規定による特定細胞加工物概要書の作成
	第十四條第二項の規定による記録の作成
	第三十四條第一項の規定による記録の作成
	第七十一条第一項の規定による審査等業務の過程に関する記録の作成
	第九十六條の規定による特定細胞加工物標準書の作成
	第九十七條第一項の規定による衛生管理基準書の作成
	第九十七條第二項の規定による製造管理基準書の作成
	第九十七條第三項の規定による品質管理基準書の作成
	第九十七條第四項の規定による手順書の作成
	第九十九條第一項第一号の規定による製造指図書書の作成

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令の一部改正)

第四条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令(平成十七年厚生労働省令第百十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「又は」を「、」に改め、第七十五条の第二項の下に「又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)第二十二條、第四十八條若しくは第四十九條を加える。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正)

第五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)の一部を次のように改正する。

第六十三條第二号中「又は」を「、」に改め、第七十五条の第二項の下に「又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)第二十二條、第四十八條若しくは第四十九條」を加える。

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第六条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

第七百七條中第二号の二及び第二号の三を次のように改める。

二の二 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)以下「再生医療等安全性確保法」という。(第四條第一項に規定する再生医療等提供計画の提出及び再生医療等を提供する医療機関の監督に関すること)。

二の三 再生医療等安全性確保法第二十六条第一項の規定による再生医療等委員会の認定及び認定再生医療等委員会の監督に関すること。

同条第二号の三の次に次の一号を加える。

二の四 再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の規定による特定細胞加工物の製造の許可及び同法第四十條第一項の規定による特定細胞加工物の製造の届出並びに特定細胞加工物の製造をする者の監督に関すること。

第七百十四條中第二号の二及び第二号の三を次のように改める。

二の二 再生医療等安全性確保法第四條第一項に規定する再生医療等提供計画の提出及び再生医療等を提供する医療機関の監督に関すること。

二の三 再生医療等安全性確保法第二十六条第一項の規定による再生医療等委員会の認定及び認定再生医療等委員会の監督に関すること。

同条第二号の三の次に次の一号を加える。

二の四 再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の規定による特定細胞加工物の製造の許可及び同法第四十條第一項の規定による特定細胞加工物の製造の届出並びに特定細胞加工物の製造をする者の監督に関すること。

様式第一(第二十七條関係(第一面))

再生医療等提供計画

厚生労働大臣 殿

地方厚生局長 殿

年 月 日

再生医療等提供機関 名称

住所

氏名

氏名

印

管理者

1 提供しようとする再生医療等及びその内容

提供しようとする再生医療等の名称

治療・研究の区分

再生医療等の分類

判断理由

再生医療等の内容

提供しようとする再生医療等の名称	
治療・研究の区分	<input type="checkbox"/> 治療 <input type="checkbox"/> 研究
再生医療等の分類	<input type="checkbox"/> 第一種 <input type="checkbox"/> 第二種 <input type="checkbox"/> 第三種
判断理由	
再生医療等の内容	
再生医療等を行う医師又は歯科医師に関する事項	氏名 所属 役職 担当部署 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス
事務担当者の連絡先	

2 人員及び構造設備その他の施設（第一種再生医療等又は第二種再生医療等を提供する場合のみ必須）

実施責任者（共同研究の場合は統括責任者）に関する事項	医師・歯科医師の区分	<input type="checkbox"/> 医師	<input type="checkbox"/> 歯科医師
	氏名		
	所属		
	役職		
救急医療に必要な施設又は設備		<input type="checkbox"/> 自施設	<input type="checkbox"/> 他の医療機関
		救急医療に必要な施設又は設備の内容（他の医療機関の場合はその医療機関の名称及び施設又は設備の内容）	

様式第一（第二十七条関係）第二面）

3 共同研究機関に関する事項

共同研究機関の有無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
共同研究機関	名称			
	住所			
	電話番号			
	管理者の氏名			
	再生医療等を行う医師又は歯科医師に関する事項	氏名		
		所属		
		役職		
実施責任者の氏名（第一種再生医療等又は第二種再生医療等を提供する場合のみ必須）				
救急医療に必要な施設又は設備（第一種再生医療等又は第二種再生医療等を提供する場合のみ必須）		<input type="checkbox"/> 自施設	<input type="checkbox"/> 他の医療機関	
		救急医療に必要な施設又は設備の内容（他の医療機関の場合はその医療機関の名称及び施設又は設備の内容）		

4 再生医療等に用いる細胞の入手の方法並びに特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法（特定細胞加工物を用いる場合のみ記載）

特定細胞加工物の名称		
細胞	細胞提供者から細胞の提供を受ける医療機関等の名称（動物の細胞を用いる場合にあつては当該細胞の採取を行う機関等の名称）	

の入手の方法

特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法

細胞提供者の選定方法（動物の細胞を用いる場合にあつてはドナー動物の選定方法）		
細胞提供者の適格性の確認方法（動物の細胞を用いる場合にあつてはドナー動物の適格性の確認方法）		
製造及び品質管理の方法の概要		
特定細胞加工物の製造の委託の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
細胞培養加工施設	細胞培養加工施設の施設番号	
	細胞培養加工施設の名称	
	委託の場合は委託の内容	

様式第一（第二十七条関係）第三面）

5 再生医療等製品に関する事項（再生医療等製品を用いる場合のみ記載）

再生医療等製品の名称	(販売名)	(一般的名称)
再生医療等製品の製造販売業者の名称		
再生医療等製品の承認の内容（用法、用量若しくは使用方法又は効能、効果若しくは性能に関する事項）		

6 再生医療等技術の安全性の確保等に関する措置

再生医療等を行うに当たつての医師又	提供する再生医療等の安全性についての検討内容	
	提供する再生医療等の妥当性についての検討内容	

は 歯 科 医 師 の 責 務	特定細胞加工物の投与の可否の決定の方法（特定細胞加工物を用いる場合のみ必須）
再生医療等を受ける者の選定基準（研究として行う場合のみ必須）	
採取した細胞の一部等と、再生医療等に用いた細胞加工物の一部の保存期間（採取した細胞の一部等と、再生医療等に用いた細胞加工物の一部を保存しない場合にあってはその理由）	
疾病等の発生における報告体制の内容	
再生医療等の提供終了後の措置の内容（疾病等の発生についての適当な期間の追跡調査、効果についての検証等の内容）	

様式第一（第二十七条関係）第四面）

7 細胞提供者及び再生医療等を受ける者に対する健康被害の補償の方法

細胞提供者について（特定細胞加工物を用いる場合のみ必須）	
補償の内容（保険への加入等の具体的内容）	
再生医療等を受ける者について（研究として行われる場合のみ必須）	
補償の有無	
補償の内容（保険への加入等の具体的内容）	

8 審査等業務を行う認定再生医療等委員会に関する事項

認定再生医療等委員会の認定番号	
認定再生医療等委員会の名称	
認定再生医療等委員会の委員の構成	<input type="checkbox"/> 第一種再生医療等又は第二種再生医療等を審査することができる構成 <input type="checkbox"/> 第三種再生医療等のみを審査することができる構成

9 その他

細胞提供者及び再生医療等を受ける者に関する個人情報の取扱いの方法	
教育研修の方法	
苦情及び問合せへの対応に関する体制の整備状況	

（留意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 1の「再生医療等の内容」の欄には、当該再生医療等の対象疾患等、対象となる者の基準、用いる細胞、投与の方法、研究の場合にあっては研究の目的、研究方法の概要、研究期間及び対象患者数、その他具体的な内容を記載すること。
- 5 4の「細胞提供者から細胞の提供を受ける医療機関等の名称」の欄には、細胞の提供を受ける医療機関等が、再生医療等を提供する医療機関と同一である場合には「再生医療等提供機関と同じ」と記載すること。
- 6 6の「提供する再生医療等の安全性についての検討内容」及び「提供する再生医療等の妥当性についての検討内容」の欄には、検討の過程で用いた科学的文献その他の関連する情報又は実験結果も含め、検討の詳細をそれぞれ記載すること。

様式第二（第二十八条関係）

再生医療等提供計画事項変更届書

年 月 日

厚生労働大臣 } 殿
地方厚生局長 }

再生医療等提供機関 名 称
住 所
管理者 氏 名 印

下記のとおり、再生医療等提供計画を変更したいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第5条第1項の規定により提出します。

記

再生医療等提供計画の計画番号		
再生医療等の名称		
変更内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
	変更理由	

（留意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

様式第三（第三十条関係）

再生医療等提供計画事項軽微変更届書

年 月 日

厚生労働大臣 } 殿
地方厚生局長 }

再生医療等提供機関 名 称
住 所
管理者 氏 名 印

下記のとおり、再生医療等提供計画を変更したので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第5条第3項の規定により届け出ます。

記

再生医療等提供計画の計画番号		
再生医療等の名称		
変更内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
	変更年月日	
	変更理由	

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

様式第四(第三十一条関係)

再生医療等提供中止届書

年 月 日

厚生労働大臣
地方厚生局長 殿

再生医療等提供機関 名 称

住 所

管理者 氏 名

印

下記のとおり、再生医療等の提供を中止したので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第6条の規定により届け出ます。

記

再生医療等提供計画の計画番号	
再生医療等の名称	
中止年月日	
中止の理由	

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

様式第五(第四十三条関係)第一面)

再生医療等委員会認定申請書

年 月 日

厚生労働大臣
地方厚生局長 殿

設置者 住 所 {法人にあっては、主たる事務所の所在地}

氏 名 {法人にあっては、名称及び代表者の氏名}

印

下記のとおり、再生医療等委員会の認定を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第26条第2項の規定により申請します。

記

1 再生医療等委員会に関する事項

再生医療等委員会の名称			
再生医療等委員会の所在地			
審査等業務の対象	<input type="checkbox"/>	第三種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を実施	<input type="checkbox"/>
審査等業務を行う体制	左記以外		
手数料の算定の基準(手数料を徴収する場合のみ記載)			

2 再生医療等委員会の連絡先

電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

様式第五(第四十三条関係)第二面)

3 委員名簿

委員の構成要件の該当性		氏 名	職業(所属及び役職)	性別	再生医療等委員会を設置する者との利害関係
特定認定再生医療等委員会の場合	第三種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を行う場合				

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 提出は、正本 1 通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

様式第八(第五十三条関係)

再生医療等委員会認定事項軽微変更届書

年 月 日

厚生労働大臣
地方厚生局長 殿

設置者 住 所 {法人にあっては、主
たる事務所の所在地}

氏 名 {法人にあっては、名
称及び代表者の氏名} 印

下記のとおり、再生医療等委員会の認定事項を変更したので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第27条第2項の規定により届け出ます。

記

認定再生医療等委員会の認定番号及び認定年月日		
認定再生医療等委員会の名称		
変更内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
	変更年月日	
	変更理由	

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 提出は、正本 1 通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

様式第九(第五十五条関係)

再生医療等委員会認定事項変更届書

年 月 日

厚生労働大臣
地方厚生局長 殿

設置者 住 所 {法人にあっては、主
たる事務所の所在地}

氏 名 {法人にあっては、名
称及び代表者の氏名} 印

下記のとおり、再生医療等委員会の認定事項を変更したので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第27条第4項の規定により届け出ます。

記

認定再生医療等委員会の認定番号及び認定年月日		
認定再生医療等委員会の名称		
変更内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
	変更年月日	
	変更理由	

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 提出は、正本 1 通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

様式第十(第五十六条関係)

再生医療等委員会認定証書換え交付申請書

年 月 日

厚生労働大臣
地方厚生局長 殿

設置者 住 所 {法人にあっては、主
たる事務所の所在地}

氏 名 {法人にあっては、名
称及び代表者の氏名} 印

下記のとおり、再生医療等委員会の認定証の書換え交付を、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第56条の規定により申請します。

記

認定再生医療等委員会の認定番号及び認定年月日		
認定再生医療等委員会の名称		
変更内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
	変更年月日	
	変更理由	

申請者（法人にあっては、その業務を行う役員を含む。）の欠格条項	(1)法第49条の規定により許可を取り消されたこと	
	(2)禁錮以上の刑に処せられたこと	
	(3)関係法令又はこれに基づく処分に違反したこと	
製造しようとする特定細胞加工物の種類	<input type="checkbox"/> 人の細胞に培養その他の加工を施した特定細胞加工物	<input type="checkbox"/> 動物の細胞に培養その他の加工を施した特定細胞加工物

2 申請者の連絡先

担当部署	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

様式第十四（第七十二条関係）裏面）

（留意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 提出は、正副2通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 1の「申請者の欠格条項」欄は当該事実がないときは「無」と記載し、あるときは、(1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罰、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあってはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。
- 5 収入印紙は、地方厚生局長に提出する申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

様式第十五（第七十三条関係）

特定細胞加工物製造許可証

氏 名 {法人にあっては、その名称}

細胞培養加工施設の名称

細胞培養加工施設の所在地

再生医療等の安全性の確保等に関する法律第35条第1項の規定により許可された特定細胞加工物製造事業者であることを証明する。

年 月 日

厚生労働大臣 印

施設番号

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

様式第十六（第七十五条関係）

特定細胞加工物製造許可事項変更届書

年 月 日

地方厚生局長 殿

住 所 {法人にあっては、主たる事務所の所在地}

氏 名 {法人にあっては、名称及び代表者の氏名}

印

下記のとおり、特定細胞加工物製造の許可事項を変更したので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第37条の規定により届け出ます。

記

細胞培養加工施設の施設番号及び許可年月日	
施設管理者の氏名	
細胞培養加工施設の名称	
変更内容	変更事項
	変更前
	変更後
	変更年月日
	変更理由

（留意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

様式第十七（第七十六条、第八十四条関係）

収入印紙 許可証書 書換え交付申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿
地方厚生局長

住 所 {法人にあっては、主たる事務所の所在地}

氏 名 {法人にあっては、名称及び代表者の氏名}

印

下記のとおり、許可証書の書換え交付を、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第76条第1項（第84条において準用する場合を含む。）の規定により申請します。

記

細胞培養加工施設の施設番号及び許可年月日及び認定年月日	
細胞培養加工施設の名称	

変更内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
	変更年月日	
	変更理由	

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 外国の特定細胞加工物製造事業者にあつては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。また、署名をもって押印に代えることができるものとする。
- 5 収入印紙は、厚生労働大臣又は地方厚生局長に提出する申請書に貼り、消印をしないこと。

様式第十八(第七十七条、第八十四条関係)

収入印紙	許可証再交付申請書	年 月 日
厚生労働大臣 地方厚生局長	住所 {法人にあつては、主たる事務所の所在地}	
	氏名 {法人にあつては、名称及び代表者の氏名}	印

下記のとおり、許可証の再交付を、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第77条第1項(第84条において準用する場合を含む。)の規定により申請します。
記

細胞培養加工施設の施設番号及び許可年月日又は認定年月日	
細胞培養加工施設の名称	
再交付申請の理由	

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 外国の特定細胞加工物製造事業者にあつては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。また、署名をもって押印に代えることができるものとする。
- 5 収入印紙は、厚生労働大臣又は地方厚生局長に提出する申請書に貼り、消印をしないこと。

様式第十九(第七十八条関係)表面)

収入印紙	特定細胞加工物製造許可事項更新申請書	年 月 日
地方厚生局長 殿	住所 {法人にあつては、主たる事務所の所在地}	
	氏名 {法人にあつては、名称及び代表者の氏名}	印

下記のとおり、特定細胞加工物の製造の許可の更新を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第36条第2項において準用する第35条第2項の規定により申請します。
記

1 細胞培養加工施設及び申請者に関する事項

更新を受けようとする細胞培養加工施設の施設番号及び許可年月日	
更新を受けようとする細胞培養加工施設の名称	
変更内容	変更事項 変更前 変更後
更新を受けようとする細胞培養加工施設の所在地	
施設管理者に関する事項	氏名 略歴
業務を行う役員の氏名(法人の場合)	
申請者(法人にあつては、その業務を行う役員を含む。)の欠格条項	(1)法第49条の規定により許可を取り消されたこと (2)禁錮以上の刑に処せられたこと (3)関係法令又はこれに基づき処分を違反したこと
製造しようとする特定細胞加工物の種類	<input type="checkbox"/> 人の細胞に培養その他の加工を施した特定細胞加工物 <input type="checkbox"/> 動物の細胞に培養その他の加工を施した特定細胞加工物

2 申請者の連絡先

担当部署	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

様式第十九（第七十八条関係）裏面）

（留意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 提出は、正副2通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 1の「申請者の欠格条項」欄は当該事実がないときは「無」と記載し、あるときは、(1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罰、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあってはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。
- 5 収入印紙は、地方厚生局長に提出する申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

様式第二十（第八十一条関係）表面）

特定細胞加工物製造 許 可 調 査 申 請 書
許 可 の 更 新

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

住 所 {法人にあっては、主
たる事務所の所在地}

氏 名 {法人にあっては、名
称及び代表者の氏名}

印

下記のとおり、特定細胞加工物の製造の許可の更新に係る調査を、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第81条第2項の規定により申請します。

記

細胞培養加工施設の施設番号及び許可年月日（更新の場合）	
細胞培養加工施設の名称	
細胞培養加工施設の所在地	
施設管理者の氏名	
調査手数料の金額	
連絡先	担当部署
	電話番号
	FAX番号
	電子メールアドレス
備考	

（留意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

- 4 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令において定める手数料を機構の口座に払いこんだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。
- 5 これまでに機構による製造の許可に係る調査を受けたことがある場合には、「備考」欄に前回調査申請日及び結果通知日について記載すること。

様式第二十（第八十一条関係）裏面）

調査手数料振込金受取書（写）貼付欄（この点線の枠内に糊付けしてください。）

(留意事項)

- 1 市中銀行等の窓口に備え付けの振込用紙の場合、金融機関により振込金受取書、領収証書、領収済通知書等名称が異なる場合がありますが、正規の領収書となるものなら何れでも使用できます。
- 2 各金融機関に設置されている自動振込機の領収書も使用できます。
- 3 原本は不要です。コピーした写しを、はがれないよう点線の枠内に糊付けしてください。
- 4 調査申請書の「調査手数料の金額(この用紙の表の金額)と、この欄に糊付けする調査手数料振込金受取書(写)の金額が一致していることを必ず確認してください。
- 5 市中銀行に備え付けられた用紙が点線の枠より大きな場合、枠外にはみ出してもかまいませんが、この用紙(日本工業規格A4)の範囲内に糊付けしてください。

様式第二十一(第八十二条、第八十四条関係)

特定細胞加工物製造 ^{許可の更新} _{認定の更新} 調査結果通知書

年 月 日

厚生労働大臣 殿
地方厚生局長

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 印

下記のとおり、特定細胞加工物の製造の ^{許可の更新} _{認定の更新} に係る調査の結果を、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第38条第4項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定により通知します。

記

細胞培養加工施設の施設番号及び許可年月日又は認定年月日(更新の場合)	
細胞培養加工施設の名称	
調査結果	
備考	

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

様式第二十二(第八十三条関係)(第一面)

Form No. 22 (related to Article 83) (Page 1)

収入
印紙
Revenue Stamp

特定細胞加工物製造認定申請書
Application for accreditation of foreign cell processor

年 月 日

Date (Year / Month / Day)

厚生労働大臣 殿

To Minister of Health, Labour and Welfare

住所 邦文
Address Japanese
外国文
Foreign language

法人にあっては、
主たる事務所の所在地
Location of the
head office in
case of a corpo-
ration

氏名 邦文
Name Japanese
外国文
Foreign language

法人にあっては、
名称及び代表者の
氏名
Name of the cor-
poration and its
representative in
case of a corpo-
ration

印又は署名 / Signature

下記のとおり、特定細胞加工物の製造の認定を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定により申請します。

I hereby apply for the accreditation of the foreign cell processor by Article 39, Paragraph 1 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine as indicated below.

記

1 細胞培養加工施設及び申請者に関する事項

Cell processing facility and applicant's information

細胞培養加工施設の名称 Name of the cell processing facility	
細胞培養加工施設の所在地 Location of the cell processing facility	
施設管理者に関する事項 Details of the manager of the cell processing facility	氏名 Name
	略歴 Career summary

様式第二十二(第八十三条関係)(第二面)

Form No. 22 (related to Article 83) (Page 2)

業務を行う役員の氏名(法人の場合) Name of the executive (in case of a corporation)	
(1)法第50条第1項の規定により認定を取り消されたこと History of having accreditation being canceled pursuant to the provision of	

申請者（法人にあっては、その業務を行う役員を含む。）の欠格条項 Applicant's disqualifications (including those of the executive engaged in the services in case of a corporation)	Article 50, Paragraph 1		
	(2)禁錮以上の刑に処せられたこと History of a court sentence of imprisonment or a severe punishment		
	(3)関係法令又はこれに基づく処分に違反したこと Violation of related Japanese laws or measures taken in accordance with these laws and regulations		
製造をしようとする特定細胞加工物の種類 Types of planned specific processed cells	<input type="checkbox"/>	人の細胞に培養その他の加工を施した特定細胞加工物 Human cells derived	<input type="checkbox"/>

2 申請者の連絡先
Applicant's contact information

担当部署 Department	
電話番号 Telephone number	
FAX番号 FAX number	
電子メールアドレス E-mail address	

様式第二十二（第八十三条関係）第三面）
Form No. 22 (related to Article 83) (Page 3)

(留意事項)
(Notes)

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
Use paper of Japanese Industrial Standards Size A4.
- 提出は、正副2通とすること。
Applicant should submit one original and one copy of this form.
- 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
In case there is not enough space to fill in all the information in the column, write "See attached paper" in the column and attach another paper on which all the information is written.
- 1の「申請者の欠格条項」欄は当該事実がないときは「無」と記載し、あるときは、(1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罰、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあってはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。

Write down "No" in each column of (1), (2) and (3) if an applicant doesn't meet any conditions of its disqualifications. If an applicant meets one or more conditions of its disqualifications, please write down as below.

- The date (year, month, day) and grounds for cancellation.
- Crime, sentence, the date (year, month, day) of final judgment, the date (year, month, day) of sentence / parole completion.
- Description and the date (year, month, day) of the violation(s).

5 収入印紙は、厚生労働大臣に提出する申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
Put revenue stamp only on the original form, not on its copy. Do not cancel it.

様式第二十三（第八十四条関係）
Form No. 23 (related to Article 84)

特定細胞加工物製造認定証
Accreditation certificate of foreign cell processor

氏名
Name

(法人にあっては、その名称)
Name of the corporation and its representative in case of a corporation

細胞培養加工施設の名称
Name of the cell processing facility
細胞培養加工施設の所在地
Location of the cell processing facility

再生医療等の安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定により認定を受けた特定細胞加工物製造事業者であることを証明する。

It is certified that the above cell processor is certificated foreign cell processor pursuant to Article 39, Paragraph 1 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine.

年月日
Date (Year / Month / Day)

厚生労働大臣 印
Minister of Health, Labour and Welfare

施設番号
Accreditation number
有効期間 年月日から
Date of issue Year / Month / Day
年月日まで
Date of expiry Year / Month / Day

様式第二十四（第八十四条関係）表面）
Form No. 24 (related to Article 84) (Face side)

特定細胞加工物製造認定事項変更届書
Application for change in accreditation items of foreign cell processor
年月日
Date (Year / Month / Day)

厚生労働大臣 殿
To Minister of Health, Labour and Welfare

住所	邦文 Japanese	法人にあっては、 主たる事務所の所在地
Address	外国文 Foreign language	
氏名	邦文 Japanese	法人にあっては、 名称及び代表者の氏名
Name	外国文 Foreign language	

印又は署名 / Signature

下記のとおり、特定細胞加工物の製造の認定事項を変更したので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第39条第2項において準用する第36条第2項の規定により届け出ます。

I hereby apply for change in the accreditation items of the foreign cell processor by Article 36, Paragraph 2 applied by Article 39, Paragraph 2 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine as indicated below.

記

細胞培養加工施設の施設番号及び認定年月日 Number and date of the accreditation	
施設管理者の氏名 Name of the manager of the cell processing facility	
細胞培養加工施設の名称 Name of the cell processing facility	
変更内容 Changes	変更事項 Changed items
	変更前 Before
	変更後 After
	変更年月日 The date of changes
変更理由 Reasons	

様式第二十四（第八十四条関係）裏面
Form No. 24 (related to Article 84) (Reverse side)

(留意事項)
(Notes)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
Use paper of Japanese Industrial Standards Size A4.

2 提出は、正本1通とすること。

Applicant should submit an original form.

3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

In case there is not enough space to fill in all the information in the column, write "See attached paper" in the column and attach another paper on which all the information is written.

様式第二十五（第八十四条関係）第一面

Form No. 25 (related to Article 84) (Page 1)



特定細胞加工物製造認定事項更新申請書
Application for accreditation renewal of foreign cell processor

年 月 日
Date (Year / Month / Day)

厚生労働大臣 殿
To Minister of Health, Labour and Welfare

住所	邦文 Japanese	法人にあっては、 主たる事務所の所在地
Address	外国文 Foreign language	
氏名	邦文 Japanese	法人にあっては、 名称及び代表者の氏名
Name	外国文 Foreign language	

印又は署名 / Signature

下記のとおり、特定細胞加工物製造の認定事項の更新を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第39条第2項において準用する第36条第2項の規定により申請します。

I hereby apply for the accreditation renewal of the foreign cell processor by Article 36, Paragraph 2 applied by Article 39, Paragraph 2 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine as indicated below.

記

- 1 細胞培養加工施設及び申請者に関する事項
Cell processing facility and applicant's information

更新を受けようとする細胞培養加工施設の施設番号及び認定年月日 Number and date of the accreditation	
更新を受けようとする細胞培養加工施設の名称 Name of the cell processing facility	

変更内容 Changes	変更事項 Changed items	
	変更前 Before	
	変更後 After	

様式第二十五（第八十四条関係）（第二面）
Form No. 25 (related to Article 84) (Page 2)

細胞培養加工施設の所在地 Location of the cell processing facility		
施設管理者に関する事項 Details of the manager of the cell processing facility	氏名 Name	
	略歴 Career summary	
業務を行う役員の氏名（法人の場合） Name of the executive (in case of a corporation)		
申請者（法人にあっては、その業務を行う役員を含む。）の欠格条項 Applicant's disqualifications (including those of the executive engaged in the services in case of a corporation)	(1)法第50条第1項の規定により認定を取り消されたこと History of having accreditation being canceled pursuant to the provision of Article 50, Paragraph 1	
	(2)禁錮以上の刑に処せられたこと History of a court sentence of imprisonment or a severe punishment	
	(3)関係法令又はこれに基づく処分に違反したこと Violation of related Japanese laws or measures taken in accordance with these laws and regulations	
製造をしようとする特定細胞加工物の種類 Types of planned specific processed cells	<input type="checkbox"/> 人の細胞に培養その他の加工を施した特定細胞加工物 Human cells derived	<input type="checkbox"/> 動物の細胞に培養その他の加工を施した特定細胞加工物 Animal's cells derived

様式第二十五（第八十四条関係）（第三面）
Form No. 25 (related to Article 84) (Page 3)

2 申請者の連絡先

Applicant's contact information

担当部署 Department	
電話番号 Telephone number	
FAX番号 FAX number	
電子メールアドレス E-mail address	

（留意事項）

（Notes）

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
Use paper of Japanese Industrial Standards Size A4.

2 提出は、正本1通とすること。

Applicant should submit an original form.

3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

In case there is not enough space to fill in all the information in the column, write "See attached paper" in the column and attach another paper on which all the information is written.

4 1の「申請者の欠格条項」欄は当該事実がないときは「無」と記載し、あるときは、(1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罰、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあってはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。

Write down "No" in each column of (1), (2) and (3) if an applicant doesn't meet any conditions of its disqualifications. If an applicant meets one or more conditions of its disqualifications, please write down as below.

(1)The date (year, month, day) and grounds for cancellation.

(2)Crime, sentence, the date (year, month, day) of final judgment, the date (year, month, day) of sentence / parole completion.

(3)Description and the date (year, month, day) of the violation(s).

5 収入印紙は、厚生労働大臣に提出する申請書の正本に貼り、消印をしないこと。

Put revenue stamp only on the original form. Do not cancel it.

様式第二十六（第八十四条関係）（表面）

Form No. 26 (related to Article 84) (Face side)

特定細胞加工物製造 認定 認定の更新 調査申請書

Application for examination for accreditation / accreditation renewal of foreign cell processor

年 月 日

Date (Year / Month / Day)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿
To Chief Executive of the Pharmaceuticals and Medical Devices Agency

住 所 邦 文
Japanese
Address 外国文
Foreign language

法人にあっては、
主たる事務所の所
在 地
Location of the
head office in
case of a corpo-
ration

氏 名 邦 文
Japanese
Name 外国文
Foreign language

法人にあっては、
名称及び代表者の
氏名
Name and name
of its representa-
tive in case of a
corporation

印又は署名 / Signature

下記のとおり、特定細胞加工物の製造の認定の更新に係る調査を、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第84条において準用する第81条第2項の規定により申請します。

I hereby apply for the examination for accreditation / accreditation renewal of the foreign cell processor by Article 81, Paragraph 2 applied by Article 84 of the Ministerial order on the Safety of Regenerative Medicine as indicated below.

記

細胞培養加工施設の施設番号及び認定年月日（更新の場合） Number and date of the accreditation (In the case of renewal)	
細胞培養加工施設の名称 Name of the cell processing facility	
細胞培養加工施設の所在地 Location of the cell processing facility	

様式第二十六（第八十四条関係）裏面）
Form No. 26 (related to Article 84) (Reverse side)

施設管理者の氏名 Name of the manager of the cell processing facility	
調査手数料の金額 Fee of the examination	
連絡先 Contact information	担当部署 Department
	電話番号 Telephone number
	FAX番号 FAX number
	電子メールアドレス E-mail address
備考 Remarks	

（留意事項）

（Notes）

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
Use paper of Japanese Industrial Standards Size A4.

2 提出は、正本1通とすること。

Applicant should submit an original form.

3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

In case there is not enough space to fill in all the information in the column, write “See attached paper” in the column and attach another paper on which all the information is written.

4 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令において定める手数料を機構の口座に払いこんだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

Attach to the reverse of this form a copy of the document proving payment of the fee specified under the Cabinet Order on the Safety of Regenerative Medicine through a bank transfer to the account of the Pharmaceuticals and Medical Devices Agency.

5 これまでに機構による製造の認定に係る調査を受けたことがある場合には、「備考」欄に前回調査申請日及び結果通知日について記載すること。

If the applicant has previously been the subject of the examination for accreditation of foreign cell processor by the Pharmaceuticals and Medical Devices Agency, specify in the column of “Remarks” the date of the previous application and the notification date of the result.

様式第二十七（第八十五条関係）表面）

特定細胞加工物製造届書

年 月 日

地方厚生局長 殿

住 所 {法人にあっては、主
たる事務所の所在地}

氏 名 {法人にあっては、名
称及び代表者の氏名}

印

下記のとおり、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第40条第1項の規定により届け出ます。
記

1 細胞培養加工施設及びその内容

届出をする者の区分	病院に設置されるもの	<input type="checkbox"/>
	診療所に設置されるもの	<input type="checkbox"/>
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の22第1項の許可を受けた製造所	<input type="checkbox"/>
	移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律第30条の臍帯血供給事業の許可を受けた者であって、臍帯血供給事業の用に供するもの	<input type="checkbox"/>
細胞培養加工施設の名称		
細胞培養加工施設の所在地		

施設管理者に関する事項	氏名	
	略歴	
業務を行う役員の氏名（法人の場合）		
届出をする者（法人にあっては、その業務を行う役員を含む。）の停止事由	(1)法第49条の規定により許可を取り消されたこと	
	(2)禁錮以上の刑に処せられたこと	
	(3)関係法令又はこれに基づく処分に違反したこと	
製造をしようとする特定細胞加工物の種類	<input type="checkbox"/> 人の細胞に培養その他の加工を施した特定細胞加工物	<input type="checkbox"/> 動物の細胞に培養その他の加工を施した特定細胞加工物

様式第二十七（第八十五条関係）裏面

2 届出をする者の連絡先

担当部署	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

（留意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 1の「届出をする者の区分」欄は当てはまる欄にチェックを入れること。
- 5 1の「届出をする者の停止事由」欄は当該事実がないときは「無」と記載し、あるときは、(1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罰、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあってはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。

様式第二十八（第八十七条関係）

特定細胞加工物製造届出事項変更届書

年 月 日

地方厚生局長 殿

住所 {法人にあっては、主たる事務所の所在地}
氏名 {法人にあっては、名称及び代表者の氏名}

印

下記のとおり、特定細胞加工物の製造の届出事項を変更したので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第40条第3項の規定により届け出ます。

記

細胞培養加工施設の施設番号及び届出年月日	
施設管理者の氏名	
細胞培養加工施設の名称	
変更内容	変更事項
	変更前
	変更後
	変更年月日
	変更理由

（留意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

様式第二十九（第八十八条関係）

特定細胞加工物製造廃止届書

年 月 日

厚生労働大臣 殿
地方厚生局長

住所 {法人にあっては、主たる事務所の所在地}
氏名 {法人にあっては、名称及び代表者の氏名}

印

下記のとおり、特定細胞加工物の製造を廃止したので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第41条の規定により届け出ます。

記

細胞培養加工施設の施設番号及び許可、認定又は届出年月日	
細胞培養加工施設の名称	
廃止年月日	
廃止の理由	

（留意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

様式第三十（第百十三条関係）

表面
85mm

第 号

再生医療等の安全性の確保等に関する法律第24条第1項若しくは第2項又は第52条第1項若しくは第2項の規定に基づいて立入検査又は質問を行う厚生労働省の職員であることの証明書

職 名

氏 名

年 月 日生

年 月 日発行

厚 生 労 働 省 印

写
真

裏面

53mm

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）抜粋

（立入検査等）

第二十四条 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、再生医療等提供機関の管理者若しくは開設者（医療法第五条第一項に規定する医師又は歯科医師を含む。次項及び第二十六条第一項において同じ。）に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、再生医療等提供機関に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 厚生労働大臣は、前項に定めるもののほか、病院若しくは診療所の管理者がこの章の規定若しくはこの章の規定に基づく命令若しくは処分に違反していると認めるとき、又は再生医療等技術の安全性の確保等その他再生医療等の適正な提供のため必要があると認めるときは、病院若しくは診療所の管理者若しくは開設者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、病院若しくは診療所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（立入検査等）

第五十二条 厚生労働大臣は、許可事業者又は届出事業者が設置する当該許可又は届出に係る細胞培養加工施設の構造設備が第四十二条の基準に適合しているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該許可事業者若しくは届出事業者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、当該細胞培養加工施設若しくは事務所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 厚生労働大臣は、前項に定めるもののほか、細胞培養加工施設においてこの章の規定若しくはこの章の規定に基づく命令若しくは処分に違反する特定細胞加工物の製造が行われていると認めるとき、又は再生医療等技術の安全性の確保等その他再生医療等の適正な提供のため必要があると認めるときは、特定細胞加工物の製造をする者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、細胞培養加工施設若しくは事務所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 第二十四条第三項の規定は前二項の規定による立入検査について、同条第四項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

様式第三十一（第百十五条関係）

検 査 結 果 通 知 書

年 月 日

厚生労働大臣} 殿
地方厚生局長}

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 印

下記のとおり、特定細胞加工物の製造の検査の結果を、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第50条第3項の規定により通知します。

記

細胞培養加工施設の施設番号	
細胞培養加工施設の名称	
実施年月日	
実施結果	
備考	

（留意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

様式第三十二（第百十六条関係）

立 入 検 査 結 果 通 知 書

年 月 日

厚生労働大臣} 殿
地方厚生局長}

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 印

下記のとおり、特定細胞加工物の製造の立入検査の結果を、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第53条第2項の規定により通知します。

記

細胞培養加工施設の施設番号	
細胞培養加工施設の名称	

実施年月日	
実施結果	
備考	

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

様式第三十三（第百七十七条関係）

表面	85mm	
<p>第 号</p> <p>再生医療等の安全性の確保等に関する法律第53条第1項の規定に基づいて立入検査又は質問を行う独立行政法人医薬品医療機器総合機構の職員であることの証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行</p> <p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構</p> <p>理 事 長 印</p>	写 真	53 mm
	裏面	

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）抜粋
（立入検査等）

第五十二条 厚生労働大臣は、許可事業者又は届出事業者が設置する当該許可又は届出に係る細胞培養加工施設の構造設備が第四十二条の基準に適合しているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該許可事業者若しくは届出事業者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、当該細胞培養加工施設若しくは事務所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 厚生労働大臣は、前項に定めるもののほか、細胞培養加工施設においてこの章の規定若しくはこの章の規定に基づく命令若しくは処分違反する特定細胞加工物の製造が行われていると認めるとき、又は再生医療等技術の安全性の確保等その他再生医療等の適正な提供のため必要があると認めるときは、特定細胞加工物の製造をする者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、細胞培養加工施設若しくは事務所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 第二十四条第三項の規定は前二項の規定による立入検査について、同条第四項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

（機構による立入検査等の実施）

第五十三条 厚生労働大臣は、機構に、前条第一項又は第二項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

2 機構は、前項の規定による立入検査又は質問をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査又は質問の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3 第一項の規定により機構の職員が立入検査又は質問をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。